

#### 4. 主要な個別計画

個別計画は、部局ごとに策定され、基本計画と連携整合する形で基本構想の実現に寄与している。

防災に関連する主な個別計画は次表のとおりである。

ここでは、被害想定から重要な施策と考えられる建築物等の耐震化、不燃化、及び災害時要支援者対策の3項目とその他の施策において検討する。

##### (1) 建築物等の耐震化

###### 要旨

民間特定建築物の耐震化目標の対象となる建築物の範囲については、見直しが必要。

- 1) 建築物等の耐震化を含む主な計画は、“大田区耐震改修促進計画”“大田区都市計画マスタープラン”“大田区公共施設整備計画”“大田区長寿命化修繕計画”“第9次大田区交通安全計画”である。

建築物等のうち、橋梁の耐震目標は基本計画に示されているが、建築物の目標は“大田区耐震改修促進計画”に含まれている。

- 2) “大田区耐震改修促進計画”（平成20年3月作成（平成22年3月変更）、以下本項で「計画」）の主な内容

- 計画の期間

本計画の期間は平成19年度～平成27年度とする。

区は、本計画の進捗状況等について情報収集を行うとともに、社会情勢の変化に対応するため、定期的に検証を行い必要に応じて本計画を見直すこととする。

- 対象建築物

対象建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入前に建築確認を受けた建築物のうち、以下に示すものとする。

課題別計画・個別分野のプランにおける主な防災施策

大田区ホームページ区政情報より作成

| 計画名            | 発行  | 計画期間              | 作成年月                              | 主な防災施策内容  |
|----------------|---|-------------------|-----------------------------------|---|
| 大田区経営改革推進プラン   | 経営管理部<br>企画財政課  | 平成 24～26 年度       | 平成 24 年 9 月                       | 減災目標の設定・個別計画を見直し<br>業務継続管理を推進   |
| 大田区公共施設整備計画    | 経営管理部企画財政<br>課・施設管理課 ま<br>ちづくり推進部まち<br>づくり課 教育委員<br>会事務局庶務課 | 平成 21 年度～10 年間    | 平成 21 年 3 月                       | 公共建築物の改築・改修方針 橋梁耐震整備  |
| 大田区耐震改修促進計画    | まちづくり推進部<br>都市開発課   | 平成 19～27 年度       | 平成 20 年 3 月<br>(平成 22 年 3<br>月変更) | 住宅の耐震化の目標 民間特定建築物の耐震化<br>の目標 区公共建築物の耐震化の目標  |
| 大田区住宅マスタープラン   | まちづくり推進部<br>住宅課   | 平成 23～32 年度       | 平成 23 年 3 月                       | 避難路沿いの不燃化 狭あい道路の拡幅 が<br>け・擁壁対策 ブロック塀の生垣化推進  |
| 大田区都市計画マスタープラン | まちづくり推進部<br>まちづくり管理課  | 平成 42 年度を<br>目標年次 | 平成 23 年 3 月                       | 骨格防災軸などの整備 災害に強い都市づくり<br>建築物や都市施設の耐震性・防火性の向上 防災<br>都市づくり推進計画による重点整備地域の整備<br>地域防災・防犯力の向上 |
| 大田区長寿命化修繕計画    | 都市基盤整備部<br>都市基盤管理課  |                   | 平成 22 年 3 月                       | 優先対策橋梁の定義、各橋梁の総合安全度ランク  |

| 計画名            | 発行                  | 計画期間      | 作成年月                 | 主な防災施策内容  |
|----------------|---------------------|-----------|----------------------|---|
| 第9次大田区交通安全計画   | 都市基盤整備部 都<br>市基盤管理課 | 平成23～27年度 | 平成23年7月<br>平成24年5月修正 | 重要な橋梁の耐震補強対策 緊急道路障害物除去  |
| 大田区地域保健福祉計画    | 福祉部福祉管理課            | 平成21～25年度 | 平成21年11月             | 災害時要援護者対策の推進 防災コーディネーターの派遣 福祉避難所の体制整備   |
| 第3期大田区障害者福祉計画  | 福祉部障害福祉課            | 平成24～26年度 | 平成24年3月              | 福祉避難所の整備 災害時要援護者名簿の活用   |
| 大田区多文化共生推進プラン  | 地域振興部地域振興課          | 平成22～26年度 | 平成22年3月              | 防災意識啓発資料の多言語化 防災意識啓発イベントの拡充 災害時の情報提供手段の多様化 多文化共生推進センターでの災害ボランティア育成講座の開講及び運営センター |
| 大田区男女共同参画推進プラン | 総務部<br>男女平等推進課      | 平成23～27年度 | 平成23年3月              | 防災市民組織及び避難所運営協議会等への支援   |
| 大田区サイン基本計画     | 経営管理部               | 平成21年度～   | 平成21年9月              | 避難誘導標識の整備   |

(注) 大田区建築安全マネジメント計画は、平成25年7月発行のため対象から除外した。

| 種 類                      | 内 容  |
|--------------------------|--|
| 住 宅<br>(店舗等併用を<br>含む)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一戸建て住宅</li> <li>・長屋</li> <li>・共同住宅（一般的なアパート、マンションの他、区営住宅等を含む）</li> </ul> |
| 民間特定建築物                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修促進法第6条に定める特定建築物のうち、民間が所有する建築物</li> </ul>                             |
| 区公共建築物（国、東京都所有の公共建築物は除く） |  |
| そ の 他                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のいずれにも該当しない区内にある民間建築物</li> </ul>                                       |

- 目標

前表の種類毎に次の目標が掲げられている。

（住宅）

- 住宅については、平成 27 年度までに耐震化率を 90%とすることを目標とする。
- 耐震化率 90%を達成するため、今後、約 1 万戸の耐震化を目指す。

（民間特定建築物）

- 多数の区民が利用する民間特定建築物については、平成 27 年度までに耐震化率を 90%とすることを目標とする。  
（“特定建築物”及び“多数の区民が利用する民間特定建築物”は次表のとおり）
- 耐震化率 90%を達成するため、今後、約 30 棟の耐震化を目指す。

（区公共建築物）

- 防災上重要な区公共建築物については、平成 27 年度までに耐震化率を 100%とすることを目標とする。
- 区公共建築物については、大田区公共建築物耐震化整備プログラムに基づき耐震化に取り組む。

特定建築物一覧（耐震改修促進法第6条）

| 耐震改修促進法    | 用途   | 特定建築物の規模要件                              | 指示*対象となる特定建築物の規模要件               |                           |
|------------|--|---|----------------------------------|---------------------------|
| 第6条<br>第1号 | 学校   | 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校              | 階数2以上かつ1,000㎡以上<br>(屋内運動場の面積を含む) | 1,500㎡以上<br>(屋内運動場の面積を含む) |
|            |  | 上記以外の学校                                 | 階数3以上かつ1,000㎡以上                  |                           |
|            |  | 体育館(一般公共の用に供されるもの)                      | 階数1以上かつ1,000㎡以上                  | 2,000㎡以上                  |
|            |  | ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設          | 階数3以上かつ1,000㎡以上                  | 2,000㎡以上                  |
|            |  | 病院、診療所                                  | 階数3以上かつ1,000㎡以上                  | 2,000㎡以上                  |
|            |  | 劇場、観覧場、映画館、演芸場                          | 階数3以上かつ1,000㎡以上                  | 2,000㎡以上                  |
|            |  | 集会場、公会堂                                 | 階数3以上かつ1,000㎡以上                  | 2,000㎡以上                  |
|            |  | 展示場                                     | 階数3以上かつ1,000㎡以上                  | 2,000㎡以上                  |
|            |  | 卸売市場                                    | 階数3以上かつ1,000㎡以上                  |                           |
|            |  | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗                 | 階数3以上かつ1,000㎡以上                  | 2,000㎡以上                  |
|            |  | ホテル、旅館                                  | 階数3以上かつ1,000㎡以上                  | 2,000㎡以上                  |
|            |  | 賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿                    | 階数3以上かつ1,000㎡以上                  |                           |
|            |  | 事務所                                     | 階数3以上かつ1,000㎡以上                  |                           |
|            |  | 老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの   | 階数2以上かつ1,000㎡以上                  | 2,000㎡以上                  |
|            |  | 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの | 階数2以上かつ1,000㎡以上                  | 2,000㎡以上                  |
|            |  | 幼稚園、保育園                                 | 階数2以上かつ500㎡以上                    | 750㎡以上                    |
|            |  | 博物館、美術館、図書館                             | 階数3以上かつ1,000㎡以上                  | 2,000㎡以上                  |
|            |  | 遊技場                                     | 階数3以上かつ1,000㎡以上                  | 2,000㎡以上                  |
|            |  | 公衆浴場                                    | 階数3以上かつ1,000㎡以上                  | 2,000㎡以上                  |
|            |  | 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | 階数3以上かつ1,000㎡以上                  | 2,000㎡以上                  |
|            | 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗   | 階数3以上かつ1,000㎡以上                         | 2,000㎡以上                         |                           |
|            | 工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)   | 階数3以上かつ1,000㎡以上                         |                                  |                           |
|            | 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの  | 階数3以上かつ1,000㎡以上                         | 2,000㎡以上                         |                           |
|            | 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設   | 階数3以上かつ1,000㎡以上                         | 2,000㎡以上                         |                           |
|            | 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物   | 階数3以上かつ1,000㎡以上                         | 2,000㎡以上                         |                           |
| 第6条<br>第2号 | 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物   | 政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物            | 500㎡以上                           |                           |
| 第6条<br>第3号 | 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物 | 全ての建築物                                  |                                  |                           |

・多数の区民が利用する民間特定建築物の耐震化の現状 単位:棟 (平成18年10月現在)

| 建築物用途       | 昭和56年以前の建築物<br>A | 昭和57年以降の建築物<br>B | 建築物総数<br>C(A+B) | Aのうち耐震性があるもの<br>D   | 耐震建築物耐震化率<br>(B+D)/C                       |
|-------------|------------------|------------------|-----------------|---|--|
| 学 校         | 18               | 16               | 34              | 文部科学省の私立学校耐震化状況調査(東京都の結果)及び国の用途別推計値を基に昭和56年以前の建築物のうち、耐震性があるものの推計値<br><br>↓<br>75棟 | 275棟<br>(200+75)<br>÷355<br><br>↓<br>77.5% |
| 体育館         | 0                | 0                | 0               |   |  |
| 幼稚園・保育所     | 11               | 4                | 15              |   |  |
| 運動施設        | 2                | 5                | 7               |   |  |
| 博物館等        | 0                | 1                | 1               |   |  |
| 病院・診療所      | 23               | 9                | 32              |   |  |
| 老人ホーム等      | 1                | 2                | 3               |   |  |
| 福祉センター等     | 0                | 1                | 1               |   |  |
| 劇場等         | 1                | 0                | 1               |   |  |
| 集会場・公会堂     | 0                | 5                | 5               |   |  |
| 展示場         | 0                | 0                | 0               |   |  |
| 遊技場         | 5                | 6                | 11              |   |  |
| 公衆浴場        | 1                | 2                | 3               |   |  |
| 飲食店等        | 14               | 12               | 26              |   |  |
| 事務所         | 30               | 63               | 93              |   |  |
| サービス業       | 0                | 0                | 0               |   |  |
| 物品販売業       | 39               | 42               | 81              |   |  |
| ホテル・旅館      | 10               | 32               | 42              |   |  |
| 計<br>( )内は% | 155<br>(43.7)    | 200<br>(56.3)    | 355<br>(100.0)  | 75  | 275<br>(77.5)                              |

3) 耐震化についての意見

ここがポイント

区の耐震化目標の対象に、危険物倉庫等が除外されている。

|       |  |
|-------|--|
| 所管部署  | まちづくり推進部 都市開発課   |
| 結果・意見 | <p><b>【意見11】</b></p> <p>計画の耐震化率の目標は、“多数の区民が利用する民間特定建築物”を対象としている。そして“多数の区民が利用する民間特定建築物”とは“民間の学校、病院、診療所、マーケットなど多数の区民が利用する建築物で耐震改修促進法第6条第1号に規定する特定建築物”と定義されており(計画P.10)、耐震改修促進法第6条第2号、第3号は除外されている。</p> <p>第6条第2号で危険物倉庫等が、第6条第3号では、緊急輸送道路等に接する建築物が特定建築物として規定されているが、上記の大田区の定義では、これら第2号、第3号の建築物は耐震化の目標の対象外になっている。</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>危険物倉庫等は特に倒壊した時の周辺に対する影響が大きく、先ず耐震化を目指すべき建築物と判断される。</p> <p>耐震化率の対象に加え、大田区における対象となる建築物を把握し、個別に耐震化を早急に推進すべきである。</p> |
|--|--|

### ここがポイント

区の耐震化目標に、工場が含まれているか、不明確である。

|       |  |
|-------|--|
| 所管部署  | まちづくり推進部 都市開発課   |
| 結果・意見 | <p><b>【意見 12】</b></p> <p>計画の耐震化率の目標は、“多数の区民が利用する民間特定建築物”を対象としている。そして“多数の区民が利用する民間特定建築物”とは”民間の学校、病院、診療所、マーケットなど多数の区民が利用する建築物で耐震改修促進法第6条第1号に規定する特定建築物”と定義されている。そして、特定建築物として、第1号には、階数3以上かつ1,000㎡以上の工場が含まれている。</p> <p>一方、“多数の区民が利用する民間特定建築物の耐震化の現状”（計画 P.10）には、建築物用途の欄に“工場”の項が記載されていない。</p> <p>この点について、担当課に確認したところ、“多数の区民が利用する民間特定建築物に工場は含まれるが、特定建築物の要件を満たす対象規模の建物がなかったため”掲載していない。しかし、“耐震改修促進計画を策定した平成19年当時の資料を確認してみました。工場についての規模要件（階数3以上かつ1,000㎡以上）の調査をしたかどうかわかりません。”との回答であった。</p> <p>工場の規模要件のうち広さ1,000㎡は中工場でも満たす場合はあると考えられる。</p> <p>工場について、対象となる建築物を確認し、もし存在する場合は耐震化を早急に推進すべきである。</p> <p>また、“多数の区民が利用する民間特定建築物”との表現で、工場が含まれているとは、一般には理解されないと考える。</p> <p>誤解に基づき、耐震化すべき建築物が耐震化されずに放置されるようなことが無いよう、明確な表現が必要である。</p> |

## ここがポイント

きめ細かに現状を把握し、計画を見直す。

|       |   |
|-------|---|
| 所管部署  | まちづくり推進部 都市開発課  |
| 結果・意見 | <p><b>【意見 13】</b></p> <p>本計画は前述のとおり、“定期的に検証を行い必要に応じて本計画を見直すこととします。”と記載されている。</p> <p>本計画において、耐震化率の現状や目標の算出方法については、推定によっているところが大きく、目標値はやや大雑把な数字になっている。従って、現状の把握および計画の定期的な見直しが通常以上に要請されると考える。</p> <p>「東京都耐震改修促進計画」では“おおむね3年を目途として定期的に検証を行い、”との記載があり、本計画においても同様に具体的な数値を挿入することが望ましい。</p> |

## (2) 建物等の不燃化

### 要旨

延焼防止対策は、住民、区、都の協力体制構築が特に大切。

地震火災による被害軽減には、建築物自体の不燃化と地域ぐるみの延焼防止対策が必要である。

### 1) 建築物自体の不燃化

建築物自体の不燃化については、現在“東京都建築安全条例第7条の3に定める新たな防火規制”を区内の広範な地域に導入する手続きを進めており、平成26年6月上旬に施行運用開始する予定である。

(P. 73、P. 74 区報①②参照)

参考：東京都建築安全条例第7条の3による新たな防火規制

平成15年度の東京都建築安全条例改正により、知事が指定する震災時の火災による危険性が高い地域において、建築物の耐火性能を強化するための、新たな防火規制。

地区内で建築を行う場合、原則として、すべての建築物は準耐火建築物又は耐火建築物とし、延べ面積が500㎡を超えるものは、耐火建築物とする。



# おおた

## 区報

平成25(2013)年9月17日号  
**防災まちづくり  
 特集号**

地域力・国際都市 おおた

発行：大田区 編集：都市開発課  
 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14  
 ☎ 5744-1111(代) ☎ 5744-1526  
 http://www.city.ota.tokyo.jp/  
 http://www.city.ota.tokyo.jp/mobile/  
 https://twitter.com/city\_ota

## 「燃え広がらないまちづくり」を進めます



大田区長  
松原 忠義

平成24年4月18日に東京都から発表された「首都直下地震等による新たな被害想定」は、大田区にとって大変厳しいものであり、東京湾北部地震が起こった場合、延焼火災による焼失棟数が32,218棟と大きな被害想定となっています。

大田区は「大田区総合防災対策」を策定し、ハードとソフトの両面にわたって、一丸となって総合防災力の強化を進めています。

区では延焼火災対策として、新たな建築ルール(東京都建築安全条例第7条の3に定める新たな防火規制)の導入に向けた検討を行ってまいりました。これは区民の皆様が建築物の新築や建て替える際に、耐火・準耐火建築物などの燃えにくい構造の建物としていただくことにより、着実に市街地の不燃化を進め、延焼火災に対するまちの安全性を高めていくことを目的としています。

火災が発生しても燃え広がらない安全なまちづくりを進めていくために、区民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

### 新たな建築ルールを導入します

建築物を新築・建て替える時に適用されるものです。

区内の大半を占める現在の準防火地域(土曜な新島辺や幹線道路沿道を除く地域)では、火災に強い防火・木造建築物での建築が可能となっています。新たな建築ルールを導入した区域で建築物の新築や建て替えを行う際には、木造であっても一定の耐火性を持つ準耐火建築物などになり、「延焼火災に強いまちづくり」が進みます。

#### 現在の準防火地域のルールの内容

#### 新たな建築ルールの内容

#### 木造の準耐火建築物の例

準耐火建築物とは、壁や柱、屋根などの建築物の主要な部分にセッコークラウドなどの不燃性の材料を厚い(1)内の間隔以上の厚さに敷きつめる構造とし、開口部については耐火性能を有する防火戸としたものをいいます。

現在適用されているルールでも3階建て以上の建築物の場合は、燃えにくい構造で建築することになっています。このため、戸建ての住宅でも準耐火建築物などが一般的となってきています。

#### 構造別 燃えにくさの違い(延焼火災実験)

##### 燃えにくい防火・木造建築物

火災に強い防火・木造建築物は、いったん火が点くと短時間で一気に燃え上がります。また、火の勢いが強いので、隣隣に燃え移る危険性が高くなります。

##### 燃え移りにくい準耐火建築物

燃えにくい構造(耐火・準耐火建築物など)は、建物の内・外の耐火性が高くなっているため、一定時間、火に燃え上がることができ、防火・木造建築物のように勢いよく燃え上がることはなく、もろい火も燃えにくくなります。

#### 延焼火災のシミュレーション

##### 現在の市街地

火災発生からの時間

広範囲が燃え広がる

##### 新たな建築ルールを導入した市街地の市街地

火災発生からの時間

燃え広がりが抑えられる

73

## 新たな建築ルールを導入する区域(素案)



### 導入する区域の考え方

東京都が定める要件との適合や、まちの連続性を踏まえ、木造住宅が密集するなど、延焼の恐れがある区域に新たな建築ルールを導入します。  
なお、より強い規制がかかっている地域(防火地域・防災街区整備地区計画区域)や、多摩川・河川敷などを除いています。

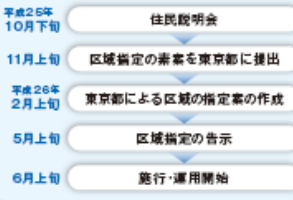
### 説明会を開催します

- 10月21日(月)・午後7時～8時30分  
大田区民プラザ 第1・2会議室  
(下丸子3-1-3)
- 10月23日(水)・午後7時～8時30分  
入新井公会堂 大宴会室  
(大森北1-10-14 Luz(ラス)大森4階)
- 10月25日(金)・午後7時～8時30分  
大田区役所 201・202会議室  
(蒲田5-13-14 本庁舎2階)
- 10月26日(土)・午前9時～10時30分  
大田区役所 201・202会議室  
(蒲田5-13-14 本庁舎2階)
- 10月28日(月)・午後7時～8時30分  
馬込特別出張所会議室  
(中馬込3-25-5)
- 10月29日(火)・午後7時～8時30分  
荻中集会所 第1～3会議室  
(荻中3-25-8)

### パブリックコメント(意見募集)

- 募集期間 10月15日～11月5日
- 資料閲覧場所 区政情報コーナー、特別出番所、図書館、大田文化の森(情報館)
- 意見の提出方法 下記問い合わせ先へ、持参、郵送、ファクシミリが区のホームページからEメール

### 導入までの予定スケジュール



### 問い合わせ先

都市開発課 防災まちづくり担当  
電話 03-5744-1338  
FAX 03-5744-1526

※詳細な区域についてはお問い合わせください。

## 2) 地域ぐるみの延焼防止対策

地域ぐるみの延焼防止対策については、“大田区都市計画マスタープラン”が主に担当している。当プランは平成23年3月に作成され、目標年次は平成42年度の長期計画である。

“4. 安全・安心のまちづくり方針”では、延焼防止対策について概略次のとおり記載されている。

### (現況と課題)

住宅の密集した市街地や住宅と工場が混在した市街地には、狭あい道路も多く、災害に対して脆弱な市街地構造をもっています。このため都市防災について緊急かつ長期的視点から、安心して生活できるまちづくりを行っていくことが課題となっています。

### (施策)

#### ① 骨格防災軸などの整備

- 東京都の防災都市づくり推進計画による延焼遮断帯のうち、広域的な都市構造からみて、骨格的な防災軸の形成を図るべき路線(骨格防災軸)である、環状7号線、環状8号線、第二京浜国道などの沿道の建物の不燃化を促進します。
- 更に防災生活圏を構成する延焼遮断帯として位置づけられた道路や鉄道及び河川などを整備し、都市の延焼遮断機能の向上を図ります。



建物不燃化促進(第二京浜国道)

#### ④ 防災都市づくり推進計画による重点整備地域の整備

- 東京都の防災都市づくり推進計画で重点整備地域、整備地域に指定された地区については、区の防災まちづくりの規範となるよう、地域が主体となり、木造密集地域の防災性向上、防災活動拠点の整備やこれに至る避難路の安全性を強化するなどの総合的な防災関連事業の展開を図ります。
- 上記の地区に次いで防災対策の必要性・緊急性が高いと見込まれる地区についても事業展開を検討します。
- 防災まちづくり事業にあたっては、地域住民との連携のもと、地域の特色を活かすなど、総合的なまちづくりも視野に入れた取組に努めます。

3) “防災都市づくり推進計画” について

- ① “大田区都市計画マスタープラン” では、前記のとおり、東京都の“防災都市づくり推進計画”（平成7年度策定、平成15・21年度改定）に連携して対策を推進することが述べられている。

“防災都市づくり推進計画” の主要対策は次のとおりである。

- 一定の基準を満たす木造住宅密集地域を重点整備地域、整備地域に指定する（下記注1）。
- 一定規模毎に延焼遮断帯で区切られた「防災生活圏」を形成することを図り、重点整備地域、整備地域については、延焼遮断帯形成率でその進捗を判断する。
- 市街地の「燃えにくさ」を表す指標である不燃領域率（下記注2）で重点整備地域、整備地域の建物の不燃化や空地の確保の進捗を判断する。
- 延焼遮断帯形成率の目標
  - 平成27年度までに骨格防災軸の形成率を95%とする
  - 平成27年度までに重点整備地域内の延焼遮断帯形成率を65%とする。
- 不燃領域率の目標
  - 平成27年度までに重点整備地域の不燃領域率を65%とする。
  - 平成37年度までに整備地域及び重点整備地域の不燃領域率を、市街地がほとんど焼失しない水準である70%とする。

（注1）整備地域等の選定基準

\*整備地域の指定

地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど震災時の大きな被害が想定される地域を整備地域とする。

整備地域選定の基準

地域危険度のうち、建物倒壊危険度5及び火災危険度5に相当し、老朽木造建物棟数率が45%以上の町丁目を含み、平均不燃領域率が60%未満である区域及び連たんする区域

\*重点整備地域の指定

重点整備地域は、整備地域の中から、基盤整備型事業等を重点化して展開し早期に防災性の向上を図ることにより、波及効果が期待できる地域を選定する。

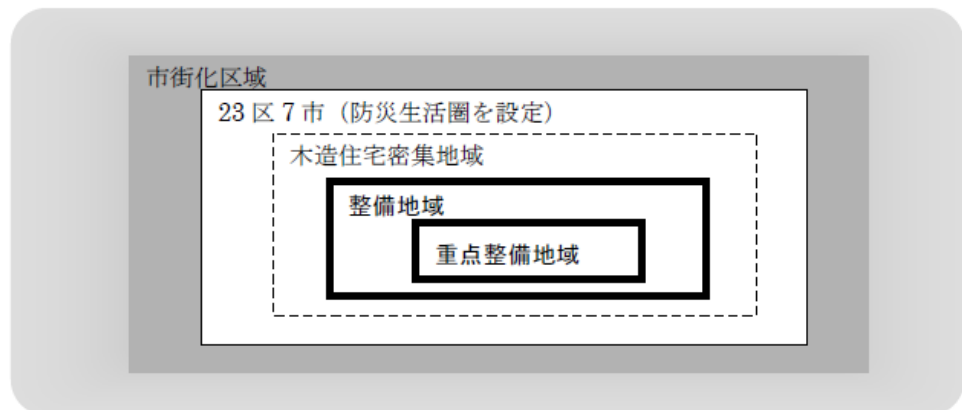


図9 ゾーニングの概念図

(防災都市づくり推進計画より)

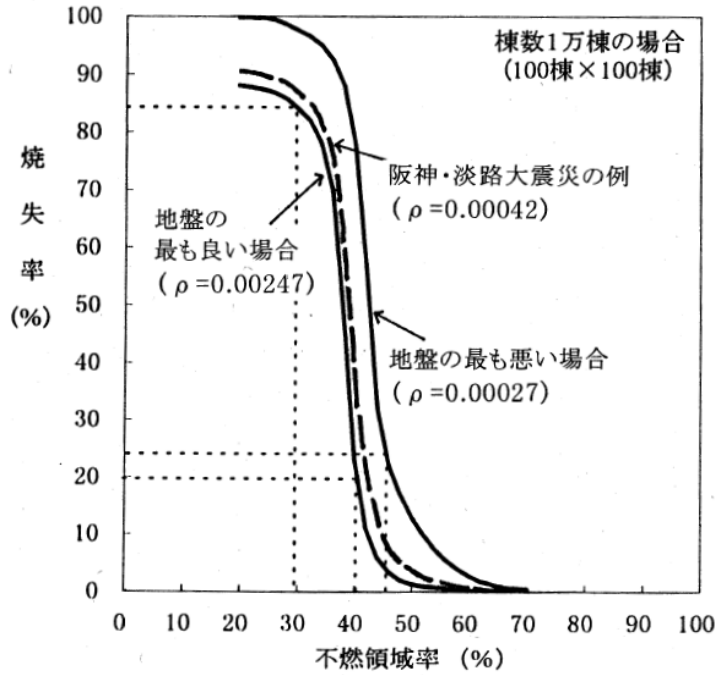
(注2) 不燃領域率とは

不燃領域率とは、市街地の「燃えにくさ」を表す指標で、建物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出するもの。不燃領域率が70%を超えると、市街地の焼失率はほぼ0となる。計算式は次のとおりである。(不燃領域率と焼失率の関係グラフは次表参照)

$$\text{不燃領域率(\%)} = \text{空地率} + (1 - \text{空地率} / 100) \times \text{不燃化率}$$

空地率(%) : 一定以上の面積を有する公園等と幅員6m以上の道路の 合計面積の割合

不燃化率(%) : (耐火建物の建築面積 + 準耐火建物の建築面積 × 0.8) ÷ (全建物の建築面積) × 100



(防災都市づくり推進計画より)

- ② 大田区は西蒲田地域、羽田地域、馬込地域(林試の森周辺・荏原地域の一部)が整備地域、大森中地区が重点整備地域に指定されている。

(平成 18 年)

|        | 地域名               | 対象町名  | 地域面積   | 不燃領域率 | 延焼遮断帯形成率 |
|--------|-------------------|---|--------|-------|----------|
| 重点整備地域 | 大森中               | 大森中 1～3 丁目、大森西 3、5～6 丁目、蒲田 2～4 丁目、北糀谷 1～2 丁目、西糀谷 1～4 丁目、東蒲田 1～2 丁目、南蒲田 1～2 丁目 | 232ha  | 64%   | 70%      |
|        | 重点整備地域 (11 地域) 平均 |   |        | 56%   | 53%      |
| 整備地域   | 西蒲田               | 池上 5～6 丁目、中央 8 丁目、西蒲田 1～7 丁目  | 121ha  | 60%   | 17%      |
|        | 羽田                | 羽田 3～6 丁目   | 50ha   | 45%   | 100%     |
|        | 林試の               | 上池台 1 丁目、北馬込 1～2 丁  | 1027ha | 54%   | 47%      |

|                   |            |     |     |
|-------------------|------------|-----|-----|
| 森周<br>辺・荏原<br>(注) | 目、東馬込1～2丁目 |     |     |
| 整備地域(28地域)平均      |            | 56% | 58% |

(注) 林試の森周辺・荏原地域は品川区、目黒区、大田区に跨って設定されており、面積及び各率は全地域を対象にしている。大田区の対象地域は全体の僅かな部分で、東馬込2丁目を除き比較的安全度が高い。

#### 4) 不燃化特区について

東京都は平成24年1月に“木密地域不燃化10年プロジェクト”実施方針を発表した。

##### ①本プロジェクトの趣旨

“首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえると、都民の生命と東京の都市機能を守るため、東京の最大の弱点である木密地域の改善を一段と加速しなければならない。

そのためには、従来からの取組に加え、特に改善を必要としている地区については、区と連携しながら、従来よりも踏み込んだ整備促進策を重点的・集中的に講じることが必要である。”

##### ②本プロジェクトの目標

\*市街地の不燃化を促進し、延焼による焼失ゼロの「燃えないまち」を実現

⇒整備地域における不燃領域率を2020(平成32)年度までに70%に引き上げ(既定計画の5年前倒し)

\*延焼遮断帯の形成を促進し、「燃え広がらないまち」を実現

⇒整備地域における主要な都市計画道路の整備を2020(平成32)年度までに100%達成“

##### ③不燃化特区について

特に改善を必要としている地区について、従来よりも踏み込んだ取組を行う区に対して、不燃化のための特別の支援を行う新たな制度(不燃化推進特定整備地区(不燃化特区))を構築し、区と連携して推進する。

#### ④区域指定の手続

不燃化特区は区からの申請に基づき、都が申請内容と要件の適合性について、対象とする範囲、整備プログラム、木密解消に向けた地域の状況などの観点から照査し、申請区へのヒアリング及び関係部署との協議の上で決定する。

上記の制度に基づき、大田区では平成 24 年 8 月不燃化特区制度先行実施地区として、大森中地区（西糀谷・東蒲田・大森中）が都から選定された。（23 区合計で 12 か所）

上記地域は、大森中重点整備地域 232ha の一部地域で約 90.3ha である。

しかし、平成 26 年度実施予定地区については、16 区から 27 地区の応募があったが、大田区からの応募地区はなかった。



5) 不燃化についての意見

ここがポイント

重点整備地域等の選定は、地域危険度を反映しているか。

| 所管部署   | まちづくり推進部 都市開発課  |     |             |     |      |          |  |             |  |     |    |     |    |        |   |     |   |     |        |   |     |   |    |        |   |     |   |     |        |   |     |   |    |        |   |     |   |     |
|--------|---|-----|-------------|-----|------|----------|--|-------------|--|-----|----|-----|----|--------|---|-----|---|-----|--------|---|-----|---|----|--------|---|-----|---|-----|--------|---|-----|---|----|--------|---|-----|---|-----|
| 結果・意見  | <p><b>【意見 14】</b></p> <p>地域不燃化への取り組みは、重点整備地域・整備地域へ重点的に行われ、特に不燃化特区には“従来よりも踏み込んだ整備促進策を重点的・集中的に講じる”（木密地域不燃化10年プロジェクト実施方針）こととされている。従って、対象地域には、危険度が高い地域が選定されなければならない。</p> <p>ここで、震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用される地域危険度測定調査を利用して、重点整備地域等と六郷南蒲田地域を比較する。</p> <p>六郷南蒲田地域はJR蒲田駅、京急蒲田駅の南側に所在する危険度の高い地域を一団として捉えている。東海道線・京浜東北線、京浜急行線が地域の中を走る交通の要衝である。</p> <p>なお、南蒲田2丁目は大森中地域に含まれているが、骨格防災軸である環状8号線より南側の部分が多いと判断し、本地域にも加えている。</p> <p>（地図“地域危険度ランク4以上の地域” P.33 参照）</p> <p>（注）地域危険度測定調査では、ランクが大きい程、また順位が小さい程危険度が高い地域と判断される。</p> <p>地域危険度一覧表</p> <table border="1" data-bbox="411 1608 1310 2007"> <thead> <tr> <th rowspan="2">町丁目名</th> <th colspan="2">第6回総合危険度</th> <th colspan="2">第7回総合危険度(注)</th> </tr> <tr> <th>ランク</th> <th>順位</th> <th>ランク</th> <th>順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仲六郷1丁目</td> <td>3</td> <td>383</td> <td>4</td> <td>232</td> </tr> <tr> <td>仲六郷2丁目</td> <td>4</td> <td>114</td> <td>5</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>西六郷1丁目</td> <td>4</td> <td>251</td> <td>4</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>西六郷2丁目</td> <td>4</td> <td>150</td> <td>4</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>西六郷3丁目</td> <td>3</td> <td>587</td> <td>4</td> <td>348</td> </tr> </tbody> </table> |     |             |     | 町丁目名 | 第6回総合危険度 |  | 第7回総合危険度(注) |  | ランク | 順位 | ランク | 順位 | 仲六郷1丁目 | 3 | 383 | 4 | 232 | 仲六郷2丁目 | 4 | 114 | 5 | 71 | 西六郷1丁目 | 4 | 251 | 4 | 136 | 西六郷2丁目 | 4 | 150 | 4 | 86 | 西六郷3丁目 | 3 | 587 | 4 | 348 |
| 町丁目名   | 第6回総合危険度  |     | 第7回総合危険度(注) |     |      |          |  |             |  |     |    |     |    |        |   |     |   |     |        |   |     |   |    |        |   |     |   |     |        |   |     |   |    |        |   |     |   |     |
|        | ランク   | 順位  | ランク         | 順位  |      |          |  |             |  |     |    |     |    |        |   |     |   |     |        |   |     |   |    |        |   |     |   |     |        |   |     |   |    |        |   |     |   |     |
| 仲六郷1丁目 | 3   | 383 | 4           | 232 |      |          |  |             |  |     |    |     |    |        |   |     |   |     |        |   |     |   |    |        |   |     |   |     |        |   |     |   |    |        |   |     |   |     |
| 仲六郷2丁目 | 4   | 114 | 5           | 71  |      |          |  |             |  |     |    |     |    |        |   |     |   |     |        |   |     |   |    |        |   |     |   |     |        |   |     |   |    |        |   |     |   |     |
| 西六郷1丁目 | 4   | 251 | 4           | 136 |      |          |  |             |  |     |    |     |    |        |   |     |   |     |        |   |     |   |    |        |   |     |   |     |        |   |     |   |    |        |   |     |   |     |
| 西六郷2丁目 | 4   | 150 | 4           | 86  |      |          |  |             |  |     |    |     |    |        |   |     |   |     |        |   |     |   |    |        |   |     |   |     |        |   |     |   |    |        |   |     |   |     |
| 西六郷3丁目 | 3   | 587 | 4           | 348 |      |          |  |             |  |     |    |     |    |        |   |     |   |     |        |   |     |   |    |        |   |     |   |     |        |   |     |   |    |        |   |     |   |     |

|         |     |     |     |     |
|---------|-----|-----|-----|-----|
| 東六郷1丁目  | 4   | 299 | 4   | 185 |
| 蒲田本町2丁目 | 4   | 182 | 4   | 172 |
| 南蒲田2丁目  | 4   | 319 | 4   | 263 |
| 南蒲田3丁目  | 5   | 37  | 5   | 38  |
| 平均      | 3.9 | 258 | 4.2 | 170 |

(注) 第7回は、災害時活動困難度を考慮した総合危険度を採用

同一の基準で重点整備地域等と比較すると下表のとおりとなる。

(注) 林試・荏原は、大田区内の町丁目のみを対象

| 地域     | 第6回総合危険度 |     | 第7回総合危険度(注) |       |
|--------|----------|-----|-------------|-------|
|        | ランク      | 順位  | ランク         | 順位    |
| 大森中    | 2.9      | 818 | 3.2         | 800   |
| 西蒲田    | 3.5      | 541 | 3.5         | 528   |
| 羽田     | 4.0      | 420 | 4.0         | 272   |
| 林試・荏原  | 3.0      | 931 | 3.0         | 1,053 |
| 六郷・南蒲田 | 3.9      | 258 | 4.2         | 170   |

この表から、最近の第7回調査ではランク・順位とも六郷・南蒲田地域が最も危険度が高く、重点整備地域でかつ不燃化特区制度先行実施地区として選定された大森中地区はランク・順位とも危険度からは5地区のうち4番目に位置し、この5地域の中では、比較的安全度が高い地域といえる。前回の調査結果もほぼ同じ結果である。

本件の選定は都が行うものであり、また選定の基準も地域危険度測定調査のみではないが、選定結果については、住民に充分説明できるものになっているか、大田区としてチェックする必要がある。

### ここがポイント

不燃領域率の実績値及び目標値に、ばらつきがある。

|       |   |
|-------|---|
| 所管部署  | まちづくり推進部 都市開発課  |
| 結果・意見 | 【意見 15】<br>大森中地区の不燃領域率は、東京都防災都市づくり推進計画では次のとおり記載されている。 |

(1) 大森中地区 (約 232ha)

① 整備目標<sup>78</sup>

| 項目    | 1996 (平成 8) 年度 | 2006 (平成 18) 年度 | 目標値<br>(2015 (平成 27) 年度) |
|-------|----------------|-----------------|--------------------------|
| 不燃領域率 | 53%            | 64%             | 70% <sup>79</sup>        |

一方 “木密地域不燃化 10 年プロジェクト” の不燃化特区制度先行実施地区として、大森中地区 (西糀谷・東蒲田・大森中) について作成された整備プログラムには次の記載がある。

“不燃領域率：平成 23 年度 (現況) 56.4%→平成 32 年度 (最終) 70%”

前者は重点整備地域 (232ha) が対象になるのに対し、後者は前者の一部である約 90ha が対象と異なるが、両報告の数値の推移についてはそのままでは理解し難い。また、目標年度も大幅に違っている。

この点について、担当課に問い合わせたところ、“東京都防災都市づくり推進計画は、都が平成 18 年度に実施した調査に基づいて策定したものであり、区は町丁目別の不燃領域率のデータを持っていません。” との回答であった。

不燃領域率の改善は、長期間要する業務であり、過去の実績と比較することでその業務の進捗度が評価できる。

都の調査結果でも、区がその改善を業務としている以上、その内容を十分に把握しておくべきであり、数値に疑問がある場合は、問い合わせで正確な理解をしなければならない。

また、過去の実績と比較することで、最近の調査結果の信頼度を測ることができる。

ここがポイント

不燃領域率等防災対策で重要な情報は、積極的に公開する。

|       |   |
|-------|---|
| 所管部署  | まちづくり推進部 都市開発課  |
| 結果・意見 | <b>【意見 16】</b><br>防災の施策は、行政と住民が協力して実施しなければ、その効果は現れにくい。また防災施策が進捗しているか否かは、発災時に被災者の命に直結する。 |

従って、住民の理解を得て、防災施策を推進するためには、不燃領域率等防災対策で重要な指標等の情報は、積極的に住民に公表すべきと考える。“東京都防災都市づくり推進計画（平成 22 年 1 月改定）”にも“防災情報の提供等の啓発活動を通じて、まちづくりの機運を盛り上げる”ことが区の役割として求められている。

不燃領域率の公表について、担当課は以下の見解を述べている。

“防災対策に関する総合的な指標として、東京都が東京都震災対策条例に基づき「地震に関する地域危険度測定調査」を概ね 5 年ごとに行い、建物倒壊危険度、火災危険度、及びこれらを合わせた総合危険度が「東京都防災都市づくり推進計画」を所管する都・都市整備局から地域危険度測定調査結果として区へ提供・一般公表されており、25 年 9 月には第 7 回の調査結果が最新版として区へ提供・一般公表されております。

これに対し不燃領域率は、延焼火災に特化した指標で、防災対策を検討した上での指標の一つに過ぎません。この数値が上がることで絶対的なまちの安全が保障されるとは限らず、都の事業対象地区承認の要件の一つに過ぎません。

大田区としては、防災対策の総合的な指標である地域危険度測定調査結果が公表されているため、一面的な指標である不燃領域率をあえて公表することは考えておりません。また、一般的に、他の区においても不燃領域率の定期的な公表はしておりません。“

不燃領域率は、前記のとおり 70%を超えると、市街地の焼失率はほぼ 0 となると“防災都市づくり推進計画”で説明され、不燃化対策の主要な指標である。また、不燃化特区制度整備プログラムでの唯一の数値目標である。

木造密集地域の防災対策は、地域の多くの住民の理解向上が地域全体の安全に資するため、より多くの防災に関する指標等を公表し、住民の防災施策への理解協力を高めることが重要である。

ここがポイント

不燃化特区制度には、積極的に応募することを検討する。

| <p>所管部署</p>  | <p>まちづくり推進部 都市開発課</p>   |                |             |                |    |     |   |    |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |
|--------------|---|----------------|-------------|----------------|----|-----|---|----|-----|---|----|-----|---|-----|-----|---|----|-----|---|-----|-----|---|----|-----|---|----|-----|---|----|-----|---|----|-----|---|----|-----|---|----|-----|---|
| <p>結果・意見</p> | <p><b>【意見 17】</b></p> <p>大田区は、平成 24 年の地震被害想定によれば、地震火災による死者数は 642 人で、23 区合計 3,965 人の約 6 分の 1 を占め、23 区の中で最大の被害が予測されている。</p> <p>東京都は、平成 24 年 1 月に不燃化特区制度を発表し、区に応募により不燃化特区を選定し、不燃化のための特別の支援を行うこととしている。</p> <p>大田区に応募は、先行実施地区として選定された大森中地区のみで、先行実施地区及び平成 26 年度実施予定地区として応募があった地区合計 39 地区のうち 1 地区のみである。</p> <p>不燃化特区制度は、木造住宅密集地域対策のために設計されたものであり、大田区としては、地震火災対策として大いに活用すべきと考える。</p> <p>(地震による想定死者数 100 名以上の区の特区応募地区数)</p> <table border="1"> <caption>地震火災死者数と不燃化特区地区数</caption> <thead> <tr> <th>区</th> <th>地震火災死者数 (人)</th> <th>不燃化特区地区数 (地区数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大田</td><td>642</td><td>6</td></tr> <tr><td>品川</td><td>520</td><td>6</td></tr> <tr><td>杉並</td><td>420</td><td>1</td></tr> <tr><td>世田谷</td><td>410</td><td>3</td></tr> <tr><td>足立</td><td>310</td><td>1</td></tr> <tr><td>江戸川</td><td>280</td><td>3</td></tr> <tr><td>目黒</td><td>230</td><td>2</td></tr> <tr><td>葛飾</td><td>210</td><td>4</td></tr> <tr><td>墨田</td><td>200</td><td>2</td></tr> <tr><td>中野</td><td>140</td><td>2</td></tr> <tr><td>荒川</td><td>110</td><td>2</td></tr> <tr><td>渋谷</td><td>100</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> | 区              | 地震火災死者数 (人) | 不燃化特区地区数 (地区数) | 大田 | 642 | 6 | 品川 | 520 | 6 | 杉並 | 420 | 1 | 世田谷 | 410 | 3 | 足立 | 310 | 1 | 江戸川 | 280 | 3 | 目黒 | 230 | 2 | 葛飾 | 210 | 4 | 墨田 | 200 | 2 | 中野 | 140 | 2 | 荒川 | 110 | 2 | 渋谷 | 100 | 0 |
| 区            | 地震火災死者数 (人)   | 不燃化特区地区数 (地区数) |             |                |    |     |   |    |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |
| 大田           | 642   | 6              |             |                |    |     |   |    |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |
| 品川           | 520   | 6              |             |                |    |     |   |    |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |
| 杉並           | 420   | 1              |             |                |    |     |   |    |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |
| 世田谷          | 410   | 3              |             |                |    |     |   |    |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |
| 足立           | 310   | 1              |             |                |    |     |   |    |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |
| 江戸川          | 280   | 3              |             |                |    |     |   |    |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |
| 目黒           | 230   | 2              |             |                |    |     |   |    |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |
| 葛飾           | 210   | 4              |             |                |    |     |   |    |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |
| 墨田           | 200   | 2              |             |                |    |     |   |    |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |
| 中野           | 140   | 2              |             |                |    |     |   |    |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |
| 荒川           | 110   | 2              |             |                |    |     |   |    |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |
| 渋谷           | 100   | 0              |             |                |    |     |   |    |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |     |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |    |     |   |

(3) 災害時要援護者対策

本対策については、基本計画の事業名“災害時相互支援体制の整備”が、基本となり、個別計画としては“大田区地域保健福祉計画（平成 21 年 11 月）”や“第 3 期大田区障害福祉計画（平成 24 年 3 月）”がより具体的な計画を示している。

前者は、“分野別計画（障がい者）”“分野別計画（高齢者）”“分野別計画（地域福祉）”と網羅的に福祉分野を対象にしているが、後者は、障がい者に限った計画である。

- 1) “大田区地域保健福祉計画”における災害時要援護者対策の記載は、災害時要援護者名簿関係と福祉避難所関係であり、その記載内容は次のとおりである。

(注) 平成 25 年の災害対策基本法の改正において、災害時要援護者名簿は“避難行動要支援者名簿”へ改められているが、今回の監査対象時期から災害時要援護者名簿の表現を採用している。

| 主な内容          | 高齢者分野 | 障がい者分野 | 記載内容 |
|---------------|-------|--------|------|
| 災害時要援護者名簿の整備等 | 記載あり  | 記載あり   | 下記 1 |
| 福祉避難所の体制整備    | 記載なし  | 記載あり   | 下記 2 |

記載内容 1

| 事業                      | ①災害時要援護者対策の推進《基》   |   | 区分      | 継続                      |        |
|-------------------------|--|---|---------|-------------------------|--------|
|                         |  |   | 所管      | 地域振興部 福祉部<br>保健所 こども家庭部 |        |
| 事業目標                    | 災害時要援護者名簿を整備し関係機関との情報の共有を図り、防災市民組織の充実に取り組むなど、災害時の迅速な避難体制を構築する。 |   |         |                         |        |
| 現況（平成 20 年度）            |  | 計画内容  |         |                         |        |
| 支援組織<br>自治会・町会等 91 組織結成 |  | 平成 21～23 年度   |         | 平成 24・25 年度             |        |
|                         |  | 平成 21 年度<br>・名簿の整備<br>・支援組織の拡充<br>平成 22・23 年度<br>・名簿の更新<br>・支援組織の拡充 |         | 継続                      |        |
| 対象ライフ<br>ステージ           | 就学前  | 就学期   | 就労・子育て期 | 高齢期                     | 生涯を通じて |
|                         |  |   |         |                         | ○      |

記載内容 2

|  |   |   |         |             |           |
|--|---|---|---------|-------------|-----------|
| 事業   | ①福祉避難所の体制整備   |   |         | 区分          | 継続        |
|  |   |   |         | 所管          | 防災課 障害福祉課 |
| 事業目標   | 災害時、自宅や避難所での生活が困難な要援護者を保護する二次避難所（福祉避難所）について体制を整備する。 |   |         |             |           |
| 現況（平成 20 年度）   |   | 計画内容  |         |             |           |
| 障がい者施設等における二次避難所（福祉避難所）計画の検討<br>障がい者施設 13 施設<br>都立特別支援学校 3 校 |   | 平成 21 ～ 23 年度   |         | 平成 24・25 年度 |           |
|  |   | 21 年度<br>・災害時要援護者名簿の作成<br>・福祉避難所設置計画の検討<br>・オストメイト <sup>※</sup> 対応仮設トイレの導入検討<br>・ストーマ <sup>※</sup> 装具等障がいの特性に応じた物品の備蓄検討<br>・備蓄倉庫の町会との共同利用等、地域連携の方策を検討<br>22 年度 計画策定<br>23 年度 実施 |         | 実施          |           |
| 対象ライフステージ  | 就学前   | 就学期   | 就労・子育て期 | 高齢期         | 生涯を通じて    |
|  |   |   |         |             | ◎         |

- 2) “第3期大田区障害福祉計画”における災害時要援護者対策の記載は、次のとおりである。

## 4 災害時における体制整備

区では、大田区地域自立支援協議会での検討における、自助・共助・公助についての考え方を地域の中で活かしていけるように、体制整備に取り組みます。

また、サポートセンターが災害時要援護者支援に関しての拠点機能を果たせるよう、庁内をはじめとする関係機関と連携していきます。

### (1) 福祉避難所の整備

区は、平成22年に「大田区地域防災計画」の改訂を行いました。同計画では、避難所計画において、区立の障がい者施設運営法人等との協定により、区立小・中学校等での避難生活が困難な災害時要援護者を支援するため、福祉避難所の開設を予定しています。

アンケート調査結果によると、避難所で困ることとして、多くの人が「薬、医療」を挙げています。障がい種別毎にみると、身体障がい者は「トイレ」を、知的障がい者は「コミュニケーション」を、精神障がい者は「プライバシー保護」を多く挙げるなど、障がいによって視点が異なることがわかります。

今後、区は関係機関や地域の住民、企業と連携しながら、地域事情や立地条件、想定しうる様々な災害状況等を総合的に検討して、福祉避難所の整備・充実を図ります。具体的には、災害時要援護者に対する特別の配慮や環境を整えておく必要があるという事情を踏まえ、福祉避難所に特有の物品等の備蓄を検討します。また、福祉避難所の運営にあたり、運営マニュアルを整備しながら、必要な人員確保に備え、迅速に開設できる体制づくりに取り組みます。

### (2) 災害時要援護者名簿の活用

区では、災害が起きた際に自力で避難することが困難な人が、地域の協力によって安全に避難できるように、「災害時要援護者名簿」を作成しています。

この名簿は、避難準備情報の提供や避難の呼びかけ、安否確認や救助の要請を行うために活用されます。名簿は一年毎に更新しており、常に最新の情報を活用できる状態を維持しています。

平成21年度には、重度の身体障がい者と知的障がい者を主な対象に名簿登録に対する意向調査を行い、その意向を踏まえて平成22年度から警察、消防、町会及び民生委員に名簿を配布しています。さらに、新たに障害者手帳交付を受けた人には、交付時に名簿登録の勧奨を行っています。

しかし、アンケート調査結果によると、この制度に対する認知度が低く、特に男性に比べて女性、18歳以上の身体障がい者や精神障がい者への周知が行き届いていない状況が明らかになりました。

今後、区は積極的な制度周知や登録勧奨を進めるとともに、名簿の具体的な活用方法等については、地域住民や関係機関と協議を重ねていきます。



3) 意見

ここがポイント

基本計画（“おおた未来プラン10年”）に記載の事業については、個別計画でもきちんとフォローする。

| 所管部署  | 福祉部 福祉管理課 地域振興部 防災課   |
|-------|---|
| 結果・意見 | <p><b>【意見 18】</b></p> <p>基本計画の“災害時相互支援体制の整備”（P. 165）の主な取組内容には、</p> <p>“災害時要援護者名簿などを活用して、地域における災害時相互支援プラン*の策定を促進します。また防災危機管理関係講座の開催や防災コーディネーター*の派遣など、区民の防災意識の向上を図り、災害時相互支援体制の整備を推進します。”と記載されている。</p> <p>そして、基本計画資料には、次の解説がある。</p> <p>*災害時相互支援プラン 災害時に地域住民が協力して相互支援を行うための行動計画。</p> <p>*防災コーディネーター 豊かな防災知識や経験を活かして、防災意識の向上を図るための取り組みについて、企画立案などの指導・助言を行い、活動を援助していく人。</p> <p>上記の災害時相互支援プランは“災害時相互支援体制の整備”の中核となる計画と判断されるが、地域防災計画、障害福祉計画・地域保健福祉計画ともこのプランについての説明はない。基本計画で解説されているプランであり、その内容の開示及び進捗状況についての報告があるべきと考える。</p> <p>防災コーディネーターについては、地域保健福祉計画 P. 122 に“防災コーディネーターの派遣”が記載されているが、地域防災計画には記載が見当たらない。</p> <p>現在の防災コーディネーターの派遣状況は次のとおりである。</p> <p>対 象 自治会・町会が主催で実施する講演<br/>内 容 専門家をお呼びして実施する講演会<br/>支援内容 公費謝礼として、6万円を上限に、直接講師へ支払を</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>する。</p> <p>基準は、@15,000円/時間。</p> <p>実績 今年度は、馬込特別出張所と蒲田西特別出張所での取り組みがあった。</p> <p>基本計画の解説は、“企画立案などの指導・助言を行い、活動を援助していく人”であるが、現在の活動は講演会の講師である。自治会町会がまちなか点検事業を区と発展させていく際のアドバイザー役等で本制度を活用できないか、検討願いたい。</p> |
|--|---|

(4) その他の計画

その他の計画における防災事業の記載は、次のとおりである。

1) 大田区多文化共生推進プラン

③ 防災

日本語のわからない外国人の方が、災害時に適切な情報を得られずに孤立することがないように、防災情報の多言語化等に努めます。

また、防災行動力を高められるように、地域の防災訓練にも積極的に参加してもらいます。

**新規**

|               |    |   |               |    |    |    |    |
|---------------|----|---|---------------|----|----|----|----|
| No.           | 15 | 計画事業名   | 防災意識啓発資料の多言語化 |    |    |    |    |
| 主な取組内容        |    | 外国語表記版（中国語・ハングル・英語）の防災パンフレットと防災地図を作成し、区内在住の外国人の方に対する防災意識の向上を図るとともに、災害時の被害軽減を図ります。 |               |    |    |    |    |
|               |    | 所管部局  | 防災課           |    |    |    |    |
|               |    | (平成/年度)   | 22            | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 防災パンフレットの多言語化 |    | 作成・配布   |               |    |    |    |    |
| 防災地図の多言語化     |    | 作成・配布   |               |    |    |    |    |

**充 実**

|                  |       |   |                       |    |    |    |    |
|------------------|-------|---|-----------------------|----|----|----|----|
| No. 16           | 計画事業名 | 防災意識啓発イベントの拡充   |                       |    |    |    |    |
| 主な取組内容           |       | 自治会・町会や日本語教室との連携を進め、外国人の方々に参加しやすい防災訓練を拡充し、外国人の方々に防災の基礎知識を習得してもらいます。 |                       |    |    |    |    |
|                  |       | 所管部局  | 地域振興課・防災課・特別出張所・社会教育課 |    |    |    |    |
|                  |       | (平成/年度)   | 22                    | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 外国人地域防災訓練の実施     |       | 実施  |                       |    |    |    |    |
| 日本語教室との連携による防災訓練 |       | 実施  |                       |    |    |    |    |

**新 規**

|                   |       |   |             |    |    |    |    |
|-------------------|-------|---|-------------|----|----|----|----|
| No. 17            | 計画事業名 | 災害時の情報提供手段の多様化  |             |    |    |    |    |
| 主な取組内容            |       | 防災行政無線固定系設備のデジタル化更新を機に、インターネット技術や自動翻訳機能との連携を図り、携帯メールやホームページへの外国語での防災情報の提供を行います。 |             |    |    |    |    |
|                   |       | 所管部局  | 防災課・危機管理担当課 |    |    |    |    |
|                   |       | (平成/年度)   | 22          | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 外国語での携帯メール等への情報提供 |       | 導入・運用   |             |    |    |    |    |

2) 大田区男女共同参画推進プラン

|    |                       |  |     |
|----|-----------------------|--|-----|
| 46 | 防災市民組織及び避難所運営協議会等への支援 | 自治会・町会を母体とする「防災市民組織」や、避難所単位に結成されている「避難所運営協議会」に対して、災害時において協力体制を築けるよう活動を支援します。 | 防災課 |
|----|-----------------------|--|-----|

### 3) 大田区サイン基本計画

#### 3 区民の安全・安心を高めるサイン

|             |  |       |    |    |    |    |
|-------------|--|-------|----|----|----|----|
| 計画事業名       | 避難誘導標識の整備  |       |    |    |    |    |
|             | 災害発生時の安全な誘導をサポートする避難誘導標識の視認性を高める対策を進めます。また、避難誘導を高めるサインの整備を検討します。 |       |    |    |    |    |
| 主な取組内容      | 所管部局   | 地域振興部 |    |    |    |    |
|             | (平成/年度)  | 21    | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 既存避難誘導標識の清掃 |  | →     |    |    |    |    |
| 新たなサインの整備   | 調査・検討  | →     |    |    |    |    |
|             | 整備   |       | →  |    |    |    |



上記3計画については、一部を除き、スケジュールどおり、実施に移されている。

特に、3)の大田区サイン基本計画については、毎年計画の実績報告が公表されており、計画遂行への信頼性が高まると判断する。

## 5. 大田区総合防災対策について

### (1) 大田区総合防災力強化検討委員会

大田区は、東日本大震災の教訓と経験をもとに、総合防災力をさらに強化するため、平成23年7月区民等の幅広い参加を得て、「大田区総合防災力強化検討委員会」（以下「検討委員会」）を設置した。

全4回の検討委員会が開催され、更に検討委員会における検討を区の専門的な立場から整理・分析し、対策の方向性を検討するため、区役所課長をメンバーとする作業部会が設置された。

そして、平成24年1月25日に「大田区総合防災力強化検討委員会報告書―地域力の結集―」が提出された。

その概要は次表のとおりである。

目

本報告書は、大田区における防災課題と解決の方針及びこれらの抽出・検討過程を提示することで、今後、総合防災力強化を具体的に進めていく際の方向性を示すことを目的としています。

「総合防災力強化」基本的な考え方と方針

- 東日本大震災の教訓の総括
- 「総合防災力強化」を実現するための方針

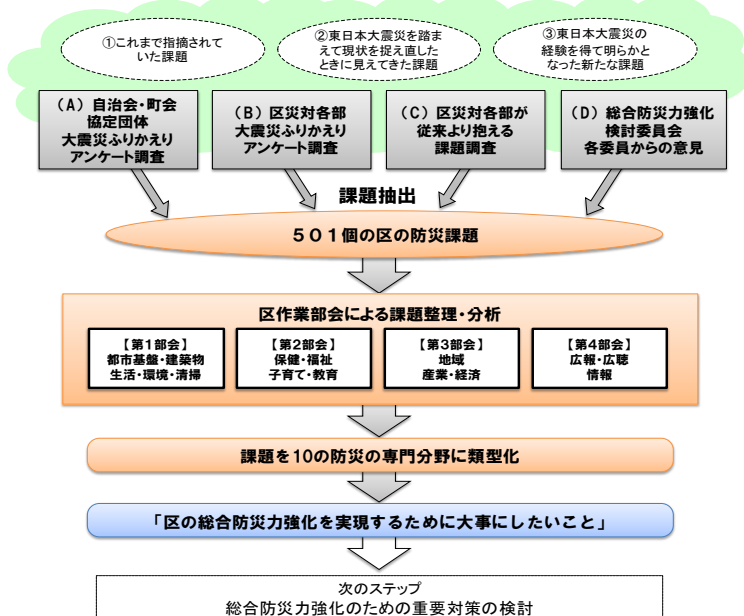
方針 - 総合防災力強化のための「5つの柱」

- ① 「自助・共助・公助」の協働  
→ 区民・地域・区が協働することで防災力の強化を推進できる仕組みを作ります。
- ② あらゆる区民の関与とつながりの形成  
→ あらゆる区民が災害発生後に相互に支え合うことのできる体制を構築します。
- ③ 災害後に生じる問題への理解と対策の充実  
→ 災害発生後に生じる問題への理解を深め、ハード・ソフトの両面から対策を推進します。
- ④ 防災意識の日常化  
→ 日常生活の中に、防災面の強化・充実につながる取り組みを織り交ぜ、総合防災力を育てます。
- ⑤ 防災に強い「区民」と「まち」づくりへの持続的な取り組み  
→ まちを計画的に育てる一方で、持続的な見直しと改善も行い、防災に強い区民とまちを作ります。



大田区の防災課

本区が抱える防災課題の抽出を目的に、3種類のアンケート調査を行い、それに、検討委員会委員からの意見や要望等を加え、区の総合防災力強化につなげるべき防災課題としました。

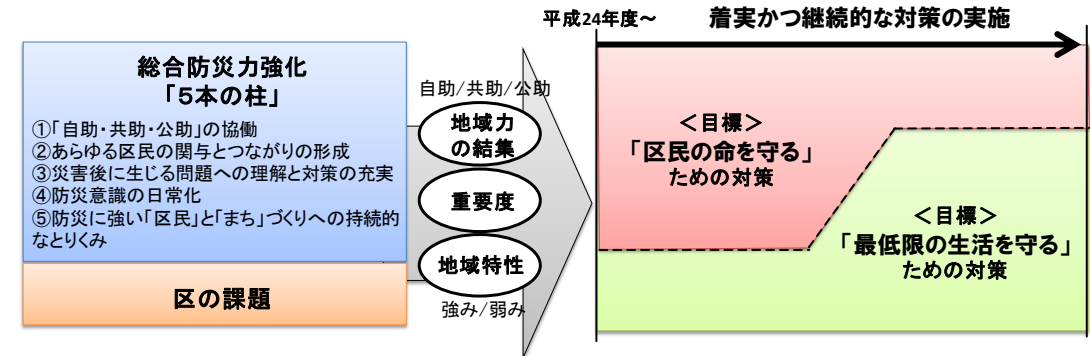


左記の整理作業の結果、抽出された防災課題を以下の10分野に分類して整理しました。

- (1) 都市基盤・建築物分野
- (2) 生活・環境・清掃分野
- (3) 保健・医療・福祉分野
- (4) 子育て・教育分野
- (5) 地域分野
- (6) 産業・経済分野
- (7) 広報・広聴分野
- (8) 情報分野
- (9) 総合分野
- (10) 分野横断的対策・その他分野

防災力強化の視

本区の総合防災力強化のための具体的な対策を、①区民の命を守るための対策、②最低限の生活を守るための対策という視点で打ち出しました。さらに、大田区の地域特性を活かした対策であることを重視し、①地域防災力を維持・強化する対策、②地域特性を踏まえた対策という視点もプラスしました。



5つの「主要対

- ① ボランティア調整センターを中心とした災害ボランティアセンター運営への転換  
→ 被災時にボランティアの円滑かつ適切な活用を図り、活動で得た知見を平時に地域へ還元する仕組みを構築する。
- ② 線と面による防災まちづくりの促進  
→ ハード、ソフトの両面から防災まちづくりを推進する。
- ③ 臨海部企業と連携した防災対策の促進  
→ 臨海部企業の防災対策を充実するとともに、企業力を活用した災害時の応急活動体制を構築する。
- ④ 医療救護体制の見直し  
→ 災害時における迅速な医療救護活動を実現する。
- ⑤ 学校防災拠点の設置及び情報収集伝達戦略の構築  
→ 地域住民との協働により、単に「逃げ込む場所」から「災害に立ち向かう場所」へと転換を図る。

防災力強化のための「重要対

- |  |   |
|--|---|
| <p>I. 「区民の命を守る」ための対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築物倒壊による死者数を減らす</li> <li>(2) 延焼火災による死傷者を減らす</li> <li>(3) 災害時要援護者の安全を確保する</li> <li>(4) 円滑な情報収集・発信を実現する</li> <li>(5) 安全な避難空間を確保する</li> <li>(6) 安全な場所へ誘導・搬送する</li> <li>(7) 迅速な医療救護を実施する</li> <li>(8) 緊急車両の通行を可能にする</li> <li>(9) 円滑な災害時輸送を可能にする</li> <li>(10) 津波による死傷者をなくす</li> <li>(11) 放射能からの被害を軽減する</li> <li>(12) 災害対応に必要なエネルギーを確保する</li> </ol> | <p>II. 「最低限の生活を守る」ための対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(13) 道路ネットワークを確保する</li> <li>(14) ライフラインの機能を維持・回復する</li> <li>(15) 学校避難所を円滑に管理運営する</li> <li>(16) 地域コミュニティに配慮した応急住宅を確保する</li> <li>(17) 広報・広聴を充実する</li> <li>(18) 物資備蓄の推進と供給体制を構築する</li> <li>(19) 防災コミュニティづくりで地域のつながりを強化する</li> <li>(20) 区民の防災教育を強化する</li> <li>(21) 地域の企業との関係を構築する</li> <li>(22) 大量の災害廃棄物を円滑に処理する</li> <li>(23) 人権に配慮した防災対策を推進する</li> </ol> |
|--|---|

I. 「区民の命を守る」ための対策

目標1 建築物倒壊による死者数を減らす

| 対策方針             | 対策項目                |
|------------------|---------------------|
| 1. 建築物・住宅の耐震化の促進 | 民間建築物の耐震化           |
|                  | 福祉施設の耐震化            |
| 2. 家具類の耐震化促進     | エレベーター、看板等による被害防止   |
|                  | 家具の転倒・落下防止、ガラスの飛散防止 |
| 3. 土砂災害対策の促進     | がけ・よう壁等の安全対策の促進     |
| 4. 地盤液状化対策の促進    | 建築物の液状化対策の促進        |

目標2 延焼火災による死傷者を減らす

| 対策方針           | 対策項目                             |
|----------------|----------------------------------|
| 1. 木造密集市街地の解消  | 大森中地域、羽田地域、西蒲田地域などにおける防災まちづくりの推進 |
| 2. 安全な避難施設の確保  | 避難所の確保<br>避難道路の整備                |
| 3. 防災まちづくりの推進  | ハード・ソフトが一体となった防災まちづくりの促進         |
| 4. 消防・危険物対策の推進 | 区民の初期消火能力の向上                     |
|                | 消防活動環境の整備<br>危険物等による被害防止         |

目標3 災害時要援護者の安全を確保する

| 対策方針                | 対策項目                  |
|---------------------|-----------------------|
| 1. 福祉避難所の運営体制の確立    | 管理運営体制の確立             |
|                     | 災害時受入れ基準の策定<br>訓練等の実施 |
| 2. 災害時要援護者への支援体制の確立 | 支援体制の確立               |

目標4 円滑な情報収集・発信を実現する

| 対策方針                  | 対策項目                                 |
|-----------------------|--------------------------------------|
| 1. 情報連絡体制の強化          | 区と地域の連絡体制の強化                         |
|                       | 区内部の連絡体制の強化                          |
| 2. 情報連絡手段の確保          | 情報の整理・分析体制の構築                        |
|                       | 区民への情報提供手段の確保                        |
| 3. 情報システムの代替手段の確保     | 情報システムの代替手段の確保                       |
| 4. 情報連絡体制のユニバーサルデザイン化 | 障がい者への情報提供体制の構築                      |
|                       | 外国人（旅行者）への情報提供対策<br>外国人（在住者）への情報提供対策 |

目標5 安全な避難空間を確保する

| 対策方針               | 対策項目                   |
|--------------------|------------------------|
| 1. 避難所等の安全強化       | 避難所の安全強化               |
|                    | 避難場所の再検討               |
| 2. 集合住宅での居住継続の推進   | 「高層難民」数の軽減             |
| 3. 帰宅困難者対策の強化      | 帰宅困難者対策方針の見直し          |
|                    | 一時収容場所の確保<br>帰宅支援方法の充実 |
| 4. 被災建築物による二次災害の防止 | 応急危険度判定の実施             |

目標6 安全な場所へ誘導・搬送する

| 対策方針            | 対策項目                   |
|-----------------|------------------------|
| 1. 迅速な避難誘導の実施   | 情報伝達・避難誘導訓練の実施         |
| 2. 傷病者の医療機関への搬送 | 医療機関との連携強化             |
|                 | 患者の搬送手段の確保             |
| 3. 再避難対策の促進     | 再避難時の安全確保<br>避難誘導方法の周知 |

目標7 迅速な医療救護を実施する

| 対策方針         | 対策項目                       |
|--------------|----------------------------|
| 1. 医療救護体制の確立 | 医療救護体制の見直し                 |
|              | 広域的な支援の受入                  |
|              | 医療ボランティアの受入れ<br>災害時活動訓練の実施 |
| 2. 医療救護環境の整備 | 通信手段の確保                    |
|              | 災害時医薬品の確保<br>医療活動環境の整備     |

目標8 緊急車両の通行を可能にする

| 対策方針             | 対策項目                      |
|------------------|---------------------------|
| 1. 橋梁等の耐震化の促進    | 橋梁・跨線橋の耐震化促進              |
| 2. 沿道建築物の耐震化の促進  | 緊急輸送道路及び沿道耐震化道路沿いの建築物の耐震化 |
| 3. 液状化による通行障害の防止 | 下水道施設の液状化対策               |

目標9 円滑な災害時輸送を可能にする

| 対策方針                        | 対策項目                        |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 1. 地域の多様な資源を活用した災害時輸送ルートの確保 | 水上輸送ルートの確保<br>救援物資配送システムの構築 |

目標10 津波による死傷者をなくす

| 対策方針                | 対策項目                               |
|---------------------|------------------------------------|
| 1. 津波からの避難態勢の見直し・強化 | 津波危険への再認識                          |
|                     | 津波からの避難方法の確立<br>防御体制の整備<br>避難ビルの確保 |

目標11 放射能からの被害を軽減する

| 対策方針              | 対策項目                          |
|-------------------|-------------------------------|
| 1. 放射能災害対策の見直し・強化 | 放射能対策の構築<br>区民の放射能災害についての知識強化 |

目標12 災害対応に必要なエネルギーを確保する

| 対策方針          | 対策項目              |
|---------------|-------------------|
| 1. エネルギー対策の強化 | 非常用電源の確保<br>燃料の確保 |

II. 「最低限の生活を守る」ための対策

目標13 道路ネットワークを確保する

| 対策方針           | 対策項目                   |
|----------------|------------------------|
| 1. 道路ネットワークの確保 | 道路ネットワークの確保による災害対応力の向上 |
|                | 被災時の応急・復旧対策の向上         |

目標14 ライフラインの機能を維持・回復する

| 対策方針              | 対策項目                        |
|-------------------|-----------------------------|
| 1. ライフライン機能の維持・回復 | 施設の耐震化<br>家庭・地域における備蓄や調達の推進 |

目標15 学校避難所を円滑に管理運営する

| 対策方針          | 対策項目  |
|---------------|---|
| 1. 児童・生徒の安全確保 | 児童・生徒の安全確保                                      |
|               | 防災訓練の実施<br>保護者への情報連絡<br>避難所の管理運営に関する区民への周知と意識啓発 |
| 2. 学校避難所の管理運営 | 訓練による災害時対応の習熟                                   |
|               | 児童・生徒のボランティア活動                                  |
| 3. 学校防災拠点の設置  | 学校防災拠点を設置し役割・活動体制を構築する<br>情報収集伝達ラインの強化          |

目標16 地域コミュニティに配慮した応急住宅を確保する

| 対策方針           | 対策項目        |
|----------------|-------------|
| 1. 応急住宅確保の事前準備 | 応急住宅の確保     |
|                | 地域コミュニティの確保 |

目標17 広報・広聴を充実する

| 対策方針              | 対策項目           |
|-------------------|----------------|
| 1. 区民への広報・広聴手段の充実 | 区民への広報・広聴手段の充実 |

目標18 物資備蓄の推進と供給体制を構築する

| 対策方針          | 対策項目                                    |
|---------------|---|
| 1. 物資備蓄・供給の促進 | 家庭や事業者等における自助努力の強化<br>円滑な物資供給と搬送の仕組みの構築 |

目標19 防災コミュニティづくりで地域のつながりを強化する

| 対策方針               | 対策項目                              |
|--------------------|-----------------------------------|
| 1. 関係づくり・担い手づくりの促進 | 防災コミュニティの充実                       |
|                    | 防災担い手の育成                          |
| 2. 消防団の環境整備        | 消防団活動の向上                          |
| 3. 実践的な防災訓練の推進     | 実践的な防災訓練の普及                       |
|                    | 区職員の防災意識の向上                       |
| 4. 災害ボランティアセンターの運営 | ボランティア調整センターを中心とした災害ボランティアセンターの運営 |
|                    | ボランティア活動の地域還元促進                   |

目標20 区民の防災教育を強化する

| 対策方針         | 対策項目                  |
|--------------|-----------------------|
| 1. 区民防災教育の強化 | 地域特性と被害状況の把握          |
|              | 予防、応急・復旧、復興に係る防災対策の習得 |
|              | 防災知識の地域還元             |
|              | 児童・生徒の防災教育の充実         |

目標21 地域の企業との関係を構築する

| 対策方針                | 対策項目                                    |
|---------------------|---|
| 1. 企業の防災対策の推進       | 中小企業の防災対策支援体制の構築                        |
|                     | 臨海部企業との連携の促進                            |
|                     | 協定締結事業者の実効性の確保                          |
| 2. 事業者・地域間の関係づくりの促進 | 事業者・地域間の交流機会の創出                         |
|                     | 事業者の技術力などの防災対策への活用<br>事業者の社屋などの防災対策への活用 |

目標22 大量の災害廃棄物を円滑に処理する

| 対策方針              | 対策項目             |
|-------------------|------------------|
| 1. 災害廃棄物の円滑な処理の促進 | 災害廃棄物の処理方針の検討    |
| 2. 流出した危険物への的確な対応 | 流出した危険物への対応方針の検討 |

目標23 人権に配慮した防災対策を推進する

| 対策方針              | 対策項目                             |
|-------------------|----------------------------------|
| 1. 人権に配慮した防災対策の推進 | 関係主体者の参加機会の促進<br>あらゆる主体者の協力関係の構築 |

## (2) 大田区総合防災対策の実施方針

大田区は検討委員会からの提言を踏まえ、平成 24 年 7 月“大田区総合防災対策の実施方針”を公表した。

大田区地域防災計画 [平成 24 年修正] の巻頭に“提言・指針”の第 2 編に掲載されている。

ここでは、事業展開として、「大田区総合防災力強化に向けた事業展開について」、「大田区防災対策緊急プロジェクト」、「大田区緊急防災対策実施方針（ハード部門）」の 3 つの取り組みが掲げられている。

「大田区総合防災力強化に向けた事業展開について」が期間 10 年の基本となる取組みで、後記の 2 つの取り組みは、「大田区総合防災力強化に向けた事業展開について」に含まれる関係であり、特に「大田区防災対策緊急プロジェクト」は、平成 24 年度予算で執行されている。

以下にその概要を記載する。

### 1 基本方針

#### (1) 総合防災対策の前提

- ①「大田区総合防災力強化検討委員会」報告
- ②「首都直下地震等による東京の被害想定」
- ③「大田区地域防災計画（平成 22 年修正）」の見直し

#### (2) 総合防災対策の基本的な考え方

これまでの首都直下地震対策は十分だったか、津波対策等の新たな問題にどう向き合うか、これを東日本大震災の教訓目標として「5 つの柱」を防災力強化の基本方針とする。

◎「5 つの柱」-----委員会報告“方針—総合防災力強化のための「5 つの柱」—”に同じ

＜継続的の実践できる仕組みづくり＞

### 2 実施計画

上記基本方針を踏まえて、「区民の命を守る」「最低限の生活を守る」「地域防災力を維持・強化する」「地域特性を踏まえる」の視点から、防災力強化のための具体的対策を策定する。

#### (1) 5 つの主要対策

委員会報告“5 つの主要対策”に同じ



(2) 防災力強化のための「23の重要対策」

委員会報告“防災力強化のための「重要対策」”に同じ

(3) 具体的な取り組みと事業展開

1) 実施時期

今後10年を4時期で見据えるとともに、重点的に取り組む時期も示していく。

- ① 緊急対応期（平成24年度）
- ② 短期 〃 （平成25～27年度）
- ③ 中期 〃 （平成28～32年度）
- ④ 長期 〃 （平成33年度～）

2) 総合防災力強化に向けた事業展開

次に示す「大田区総合防災力強化に向けた事業展開について」のとおり

3) 緊急かつ継続的に取り組む事業展開

次に示す「大田区防災対策緊急プロジェクト」のとおり

4) ハード部門における防災対策の事業展開

次に示す「大田区緊急防災対策実施方針（ハード部門）」のとおり

「区民の命を守ることが第一」「逃げないですむまちづくり」「安全に避難できる」ために、地震（揺れ）、火災（延焼火災）、液状化、津波等の対策を着実に推進する。

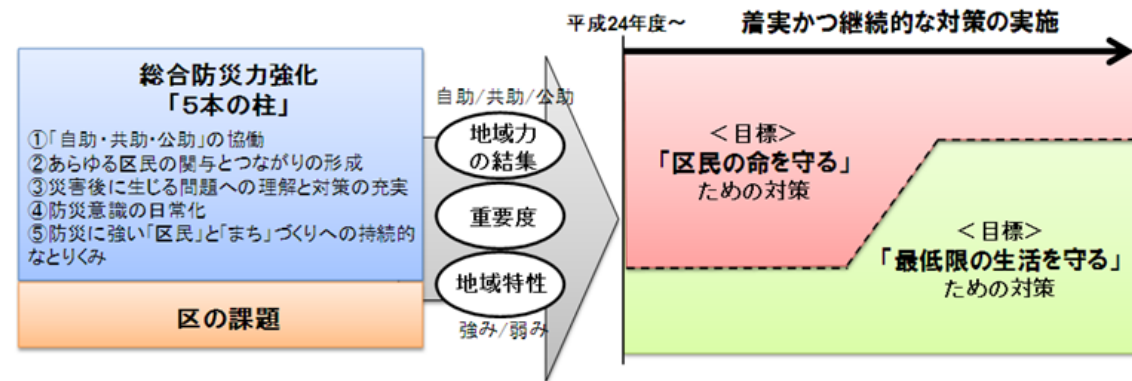
5) 「大田区地域防災計画（平成24年修正）」の策定（前倒し発行）

東日本大震災の教訓や経験と都の被害想定をふまえて、現行計画の震災予防計画、震災応急・復旧対策計画、災害復興計画等を、全部局が抜本的に見直し、具体性と実効性をもった新たな計画を策定する。

## 2 大田区総合防災力強化に向けた事業展開について

### 1 基本的な考え方

- 平成24年1月に大田区総合防災力強化検討委員会から、今後の防災対策を進めていくうえで、大事にすべき「5本の柱(基本方針)」や対策等の提言があった。
- 提言の中では、対策の内容により強弱をつけた事業展開を行う必要性が唱えられている。まずは「区民の命を守る」ための対策を重点的に実施し、徐々に「最低限の生活を守る」ための対策へ移行していく必要があるとされている。(下図参照)
- 区では、この提言の主旨を十分踏まえるとともに、平成24年4月に公表された東京都の被害想定を勘案し、防災対策の展開を



### 2 事業の具体的な実施時期

凡例: ——— 重点的に取り組む時期

| 対策                  | 実施時期  |                |                |                | 関係部局                                       |
|---------------------|---|----------------|----------------|----------------|--|
|                     | 緊急<br>(H24年度)                                   | 短期<br>(～H27年度) | 中期<br>(H28年度～) | 長期<br>(H33年度～) |  |
| 主要対策                | 【主要対策1】<br>ボランティア調整センターを中心とした災害ボランティアセンター運営への転換 | ———            |                |                | 地域振興部<br>福祉部                               |
|                     | 【主要対策2】<br>線と面による防災まちづくりの促進                     | ———            |                | 事業推進           | 地域振興部<br>まちづくり推進部<br>都市基盤整備部               |
|                     | 【主要対策3】<br>臨海部企業と連携した防災対策の促進                    | 事業検討           | ———            | 事業推進           | 地域振興部<br>産業経済部<br>都市基盤整備部                  |
|                     | 【主要対策4】<br>医療救護体制の見直し                           | ———            |                |                | 保健所  |
|                     | 【主要対策5】<br>学校防災拠点の設置及び情報収集伝達戦略の構築               | ———            |                | 事業推進           | 地域振興部<br>教育総務部                             |
| 重要対策<br>(Ⅰ、区民の命を守る) | 【重要対策1】<br>建築物倒壊による死傷者を減らす                      | ———            |                | 事業推進           | 地域振興部<br>まちづくり推進部<br>都市基盤整備部<br>(産経部、福祉部)  |
|                     | 【重要対策2】<br>延焼火災による死傷者を減らす                       | ———            |                | 事業推進           | 地域振興部<br>まちづくり推進部<br>都市基盤整備部<br>(連続立休事業本部) |
|                     | 【重要対策3】<br>災害時要援護者の安全を確保する                      | ———            |                | 事業推進           | 地域振興部<br>福祉部<br>子ども家庭部<br>教育総務部            |
|                     | 【重要対策4】<br>円滑な情報収集・発信を実現する                      | ———            |                | 事業推進           | 経営管理部<br>地域振興部<br>福祉部<br>(産経、都市基盤)         |
|                     | 【重要対策5】<br>安全な避難空間を確保する                         | ———            |                | 事業推進           | 地域振興部<br>産業経済部<br>まちづくり推進部<br>都市基盤、教育総務    |
|                     | 【重要対策6】<br>安全な場所へ誘導・搬送する                        | ———            |                | 事業推進           | 地域振興部<br>(保健所)<br>(連続立休事業本部)               |

| 対策                    | 実施時期                                 |                |                |                | 関係部局                                     |
|-----------------------|--------------------------------------|----------------|----------------|----------------|--|
|                       | 緊急<br>(H24年度)                        | 短期<br>(～H27年度) | 中期<br>(H28年度～) | 長期<br>(H33年度～) |  |
| 重要対策<br>(Ⅰ、区民の命を守る)   | 【重要対策7】<br>迅速な医療救護を実施する              | ———            |                | 事業推進           | 地域振興部<br>福祉部<br>保健所<br>(連続立休事業本部)        |
|                       | 【重要対策8】<br>緊急車両の通行を可能にする             | ———            |                | 事業推進           | まちづくり推進部<br>都市基盤整備部<br>連続立休事業本部          |
|                       | 【重要対策9】<br>円滑な災害時輸送を可能にする            | 事業検討           | ———            | 事業推進           | 地域振興部<br>まちづくり推進部<br>都市基盤整備部<br>連続立休事業本部 |
|                       | 【重要対策10】<br>津波による死傷者をなくす             | ———            |                | 事業推進           | 地域振興部<br>まちづくり推進部<br>都市基盤整備部<br>(経営管理部)  |
|                       | 【重要対策11】<br>放射能からの被害を軽減する            | 事業検討           | 事業実施           | 事業推進           | 地域振興部<br>環境清掃部<br>教育総務部                  |
|                       | 【重要対策12】<br>災害対応に必要なエネルギーを確保する       | 事業検討           | 事業実施           | 事業推進           | 経営管理部<br>地域振興部<br>環境清掃部                  |
| 重要対策<br>(Ⅱ、最低限の生活を守る) | 【重要対策13】<br>道路ネットワークを確保する            | ———            |                | 事業推進           | まちづくり推進部<br>都市基盤整備部                      |
|                       | 【重要対策14】<br>ライフラインの機能を維持・回復する        | 事業検討           | ———            |                | 地域振興部<br>まちづくり推進部<br>都市基盤整備部<br>教育総務部    |
|                       | 【重要対策15】<br>学校避難所を円滑に管理運営する          | ———            |                | 事業推進           | 地域振興部<br>子ども家庭部<br>教育総務部                 |
|                       | 【重要対策16】<br>地域コミュニティに配慮した応急住宅を確保する   | 事業検討           | ———            |                | 地域振興部<br>まちづくり推進部                        |
|                       | 【重要対策17】<br>広報・広聴を充実する               | 事業検討           | 事業実施           | 事業推進           | 経営管理部<br>地域振興部<br>福祉部                    |
|                       | 【重要対策18】<br>物資備蓄の推進と供給体制を構築する        | 事業検討           | 事業実施           | 事業推進           | 経営管理部<br>地域振興部<br>産業経済部                  |
|                       | 【重要対策19】<br>防災コミュニティづくりで地域のつながりを強化する | 事業検討           | 事業実施           | 事業推進           | 経営管理部<br>地域振興部<br>教育総務部<br>(福祉部)         |
|                       | 【重要対策20】<br>区民の防災教育を強化する             | 事業検討           | ———            |                | 地域振興部<br>産業経済部<br>子ども家庭部<br>教育総務部        |
|                       | 【重要対策21】<br>地域の企業との関係を構築する           | 事業検討           | 事業実施           | 事業推進           | 各部                                       |
|                       | 【重要対策22】<br>大量の災害廃棄物を円滑に処理する         | 事業検討           | ———            |                | 環境清掃部                                    |
|                       | 【重要対策23】<br>人権に配慮した防災対策を推進する         | ———            |                | 継続的実施          | 経営管理部<br>地域振興部                           |

### 3 大田区防災対策緊急プロジェクト 「大田区総合防災カプログラム」

大田区は、『東日本大震災』の経験と教訓を真摯に受け止めるとともに、首都直下地震に備えて「区」と「区民」が一体となった総合防災力の着実な向上のために、昨年7月から区民、学識経験者等によって大田区総合防災力強化検討委員会を設置・検討してきました。検討の結果、「区民の命を守る」、「最低限の生活を守る」の二つの視点から、地域特性や脆弱性も踏まえて防災対策の提言をいただきました。自助と共助と公助の、地域力と公共力を結集して継続的に実施していくことで区の総合防災力も着実に強化されます。

大田区は、地域の総合防災力を強化していくために、本報告書の提言及び東京都の首都直下地震等による新たな被害想定もふまえ、このプログラムによって緊急かつ継続的に展開すべき重点施策を着実に実施していきます。

#### I 「区民の命を守る」ための対策

##### 倒壊家屋・火災による死傷者を減らす

区民の防災意識の向上と、災害に強いまちづくりを推進するとともに、地域の初期消火体制の拡充を図っていきます。

<木造密集地域対策、耐震化促進等>

|                               |            |
|-------------------------------|------------|
| ◎全防災市民組織（212）への初期消火用スタンドパイプ導入 | 43,160 千円  |
| △密集住宅市街地整備促進事業                | 67,444 千円  |
| △都市防災不燃化促進事業                  | 77,189 千円  |
| ○特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化助成          | 686,000 千円 |
| △住宅・建築物の耐震化助成                 | 136,650 千円 |
| ◎建築物の耐震診断・改修助成の増額（拡充）         | 28,303 千円  |
| △C級・D級可搬式ポンプ車の配備              | 9,166 千円   |
| △防災市民組織・市民消防隊への助成             | 52,836 千円  |
| △街頭消火器の配備、家具転倒防止器具の支給等        | 30,200 千円  |

##### 津波による死傷者をなくす

東日本大震災の津波災害により、多くの尊い命が失われたことを踏まえ、「人命を守る」津波防災力の向上を図っていきます。

◎津波防災対策の推進

・海拔表示サインの設置、津波避難ビル（公共・民間）の指定、津波対策資材の配備、津波ハザードマップの作成、津波対策パンフレットの作成

27,233 千円

##### 災害時要援護者の安全を確保する

要援護者対策モデル町会の実践活動を区内全域に広め、「避難支援プラン」まとめていきます。

△災害時要援護者の支援活動助成 2,200 千円

##### 迅速な医療救護を実施する

災害時の医療救護活動を迅速に行うために、医療救護体制を見直して効果的な災害時医療に備えます。

また、情報連絡体制などの災害時の医療環境を検討整備します。

△災害用救急医療資材（7点）の配備 20,035 千円

#### II 「最低限の生活を守る」ための対策

##### 学校避難所を円滑に管理運営する

91ヶ所の小・中学校等を『学校防災活動拠点』と位置づけ、「逃げ込む場所」から「災害に立ち向かう場所」へと、災害対応の地域防災拠点（情報拠点、防災活動拠点、避難所拠点）としていきます。

|                                     |           |
|-------------------------------------|-----------|
| ◎学校防災活動拠点の整備（全91ヶ所）                 | 40,741 千円 |
| ・活動資器材配備（救助工具・ストレッチャー・消火水槽・SOSカード等） |           |
| ・中学生用ヘルメット、全ての小・中学校長による現地視察等        |           |
| △学校避難所運営協議会の活性化                     | 2,812 千円  |

##### 防災コミュニティづくりで地域のつながりを実現す

大規模災害直後は行政の対応も支障が生じますので、自助・共助による被害抑止、避難・救援等の応急対応が重要です。

区民・地域・区の「自助」「共助」「公助」が協働することで、地域の総合防災力を強化する仕組みを作ります。（線と面による防災まちづくりを推進します）

|                            |           |
|----------------------------|-----------|
| ◎地域防災力向上まちなか点検事業の実施        | 7,320 千円  |
| ○防災塾・被災地支援ボランティア調整センターの運営等 | 57,010 千円 |
| △消防団（消防・防災リーダー）の環境整備       | 16,880 千円 |

##### 円滑な情報収集・発信を実現する

拠点施設と福祉避難所（高齢者・障がい者施設、保育園、児童館）に無線電話を配備し、情報連絡体制を充実していきます。

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| ◎福祉避難所等（300ヶ所）へのPHS配備 | 8,820 千円   |
| ◎住記情報システムのバックアップ体制導入  | 95,930 千円  |
| ○無線FAX、テレビ文字情報等の導入    | 360,898 千円 |

##### 道路ネットワークを確保する

避難所等の公共施設相互を連絡する道路ネットワークを確保するとともに、緊急輸送道路ネットワークを強化します。

|                |          |
|----------------|----------|
| ◎区道の路面下空洞調査の実施 | 4,998 千円 |
|----------------|----------|

##### 区民の防災教育を強化する

災害時に適切な防災行動を行うために、防災意識を日常化する防災教育を進めます。

|                 |          |
|-----------------|----------|
| △防災教育の職員出前講話の充実 | — 千円     |
| △総合防災訓練の実施      | 7,620 千円 |

##### 物資備蓄の推進と供給体制を構築す

災害に備えて、区民自ら最低3日分の物資備蓄の必要性を啓発していきます。

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| △区非常用食糧の配備            | 28,337 千円 |
| △区備蓄物品の充実と区民への自助備蓄の啓発 | 36,308 千円 |

#### III 「災害対策本部」機能の強化

東日本大震災の経験から改めて迅速・的確に対応できる本部体制を確立・強化しなくてはならない。

そのために多角的に検証し必要な対策を進めます。

<本部体制の強化>

|                     |          |
|---------------------|----------|
| ◎災害警戒態勢に関する宿日直勤務の実施 | 4,174 千円 |
| ◎地域防災計画の修正（前倒し）     | 4,395 千円 |

<情報設備等の強化>

|               |           |
|---------------|-----------|
| ◎情報伝達システム等の整備 | 10,017 千円 |
|---------------|-----------|

#### 平成24年度第一次補正予算額

（総合防災力強化事業）

3億845万6千円

#### 【その他の防災対策事業額】

○24年度当初予算新規計上額

1,115,703 千円

△24年度予算継続対応額

（総額2,927,199千円のうち新規を除く）

1,811,496 千円

## 4 大田区緊急防災対策実施方針（ハード部門）

### < I 実施方針策定に当たって >

#### (1)趣旨

この方針は、平成24年4月18日に公表された「首都直下地震等における新たな被害想定」に基づく、大田区全域で想定される震度6強の大きなゆれなど大規模な震災に対応するため、これまでの防災対策並びに大田区総合防災力強化検討委員会(平成24年1月25日)報告書に掲げられた対策と併せて緊急に講ずべき新たな対策を実施するため策定する。

#### (2)新たな被害想定で顕著化した課題

「首都直下地震等における新たな被害想定」における直下型地震、海溝型地震等が本区にもたらす被害を視野に入れ、「地震(ゆれ)」「火災」対策はもとより「液状化」「津波」に対する新たな防災対策を講ずる必要がある。

また、これまで地震発生時に逃げないですむまちづくりを目指していたが、区内広範囲に及ぶ延焼火災や

### < II 基本的な考え方 >

#### (1)実施方針(ハード部門)の位置づけ

これまで「首都直下型地震による東京の被害想定」(平成18年5月東京都公表)を前提に、実践的な防災対策に取り組んできたが、新たな被害想定を受け、今後10年を見据え、4年以内に緊急的に取り組む短期的対策並びに10年を目途に重点的に取り組む中・長期的対策を示すものである。

また、本指針に定められた目標や対策については、大田区防災対策緊急プロジェクト「大田区総合防災力プログラム」に盛り込むこととする。

#### (2)緊急防災対策の推進

地震発生時に逃げないですむまちづくりと併せて安全に避難することができる施策を加え、区民のかけがえのない生命を守ることを第一に「地震(ゆれ)」「火災」「液状化」「津波」に対する防災対策についての具体的な方針を示し、対策の緊急性、重要性を鑑み、地域力と行政力を結集し、着実な推進を図るものとする。

### 1 地震(ゆれ)対策

倒壊家屋による死傷者を減らすために、建物の耐震化を推進する。また、ゆれに伴う二次的な被害を軽減するため、多様な耐震対策を実施する。

#### (1) 建築物の倒壊を防ぐ

- ◆建築物の耐震化の促進
  - ◎住宅・マンション等民間建築物の耐震化促進
  - ・区公共建築物の耐震化促進
- ◆特定の幹線道路沿道における建築物の耐震化

#### (2) 避難路を強化する

- ◎沿道耐震化道路沿道建築物の耐震化促進（「1- (1)」の拡充）
- ◆橋梁の耐震性向上及び補修促進
  - ・架替、耐震補強整備（鉄道及び環状7号線を跨ぐ橋、香川及び内川に架かる橋）
  - ・歩道橋の見直し検討（落橋検討）
- ◆区道の点検強化
  - ◎区道の路面下空洞調査の実施

#### (3) 都市基盤施設の損傷を防ぐ

- ◆護岸・堤防の耐震化
  - ・防潮堤の整備促進（「4 津波対策」の再掲）
- ◆ライフライン（下水）の耐震化
  - ・下水道耐震化工事（H25 事業完了）
  - ・マンホール浮上抑制対策（H25 事業開始）

#### (4) 多様なゆれ被害に対応する

- ◆急傾斜地（がけ・擁壁）崩壊防止の促進

### 2 火災(延焼火災)対策

延焼火災による死傷者を減らし、区民の財産を守るため、建築物の不燃化等を進め、延焼の発生・拡大を防止するとともに、避難路を確保

#### (1) 延焼を防ぐ

- ◆新防火規制の適用の検討
  - 建築物の不燃化を促進するため、建替え時には燃えにくい準耐火・耐火建築物とする都条例による規制の適用を区内全域を対象として検討
- ◆整備地域(大森中地区)における沿道不燃化による延焼遮断帯の形成
- ◆整備地域(羽田地区)における木密事業の推進（建替え促進）

#### (2) 避難路を整備する

- ◆都市計画道路及び電線類等中化の整備
  - ・都市計画道路の整備（区画街路1号、補助49、44号、補助98号線、連続立体交差事業関係）
- ◆整備地域(羽田地区)における木密事業の推進（区画道路の整備）

### 3 液状化対策

液状化による建物被害やライフラインの停止を防ぐため、液状化に強い建物づくりについて情報提供を行う。

#### (1) 液状化被害の発生を防ぐ

- ◆地盤情報の提供
- ◆地盤改修工法等の情報提供

### 4 津波対策

津波が区民の生命に危険を及ぼすことがないように、水門施設の強化を行う。

#### (1) 臨海部周辺の安全度の向上を図る

- ◆水門操作訓練の強化
- ◆防潮堤の整備促進（公共溝渠の整備と水門廃止：南前堀、北前堀、旧香川、貫船堀）

### 5 その他の対策

被災後の安全な空間確保など多面的な対策を講じることで、円滑な初期対応による関連被

#### (1) 安全に避難できる場所の確保等

- ◆都市計画公園等の整備と公園における防災機能の拡充
  - ・都市計画公園の整備（田園調布せせらぎ公園、佐伯山緑地など）
- ◆夜間における安全な避難誘導施設の確保
  - ・LED型街路灯などの整備
  - ・道路、公園における夜間避難誘導施設の整備（独立電源が利用可能な照明設備）
- ◆災害時における水上交通網の確保
  - ・不法係留船舶対策の促進（東京都と連携した香川の不法係留船舶対策）

#### (2) 区民協働の推進

- ◆区民自らが生命財産を守る自助の観点から、日常生活において家具の転倒に対する対策、避難ルートの確認、消火器の常備による初期消火などを実施できるよう、

※ ◎は、大田区総合防災力プログラムの平成24年度第一次補正予算額に計上した事業

(3) 意見  
 ここがポイント

“大田区総合防災対策の実施方針”は計画としては、不充分。

| 所管部署  | 地域振興部 防災課  |                |                |                |  |  |               |                |                |                |   |   |  |  |  |                             |   |  |  |      |                             |      |   |  |      |                       |   |  |  |  |                                   |   |  |  |      |                            |   |  |  |      |
|---|--|----------------|----------------|----------------|--|--|---------------|----------------|----------------|----------------|---|---|--|--|--|-----------------------------|---|--|--|------|-----------------------------|------|---|--|------|-----------------------|---|--|--|--|-----------------------------------|---|--|--|------|----------------------------|---|--|--|------|
| 結果・意見   | <p>【意見 19】</p> <p>“大田区総合防災対策の実施方針”は“1 基本方針”“2 実施計画”から構成されている。そして実施計画では、実施時期として“今後 10 年間で 4 時期で見据える”として以下のような“事業の具体的な実施時期”を示している。</p> <table border="1" data-bbox="443 752 1321 1361"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対策</th> <th colspan="4">実施時期</th> </tr> <tr> <th>緊急<br/>(H24年度)</th> <th>短期<br/>(～H27年度)</th> <th>中期<br/>(H28年度～)</th> <th>長期<br/>(H33年度～)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【主要対策1】<br/>ボランティア調整センターを中心とした災害ボランティアセンター運営への転換</td> <td colspan="3">■</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【主要対策2】<br/>線と面による防災まちづくりの促進</td> <td colspan="3">■</td> <td>事業推進</td> </tr> <tr> <td>【主要対策3】<br/>随時企業と連携した防災対策の促進</td> <td>事業検討</td> <td colspan="2">■</td> <td>事業推進</td> </tr> <tr> <td>【主要対策4】<br/>医療救護体制の見直し</td> <td colspan="3">■</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【主要対策5】<br/>学校防災拠点の設置及び情報収集伝達戦略の構築</td> <td colspan="3">■</td> <td>事業推進</td> </tr> <tr> <td>【重要対策1】<br/>建築物倒壊による死傷者を減らす</td> <td colspan="3">■</td> <td>事業推進</td> </tr> </tbody> </table> <p>しかし、計画といえるには、具体的な事業の内容と計画終了時に計画達成度を評価できる指標が必要である。単に“【重要対策1】建築物倒壊による死傷者を減らす”として、実施時期を示しても具体性に欠けている。</p> <p>例えば“大田区基本構想 第5章基本構想を実現するための方策1基本計画の策定“には、次の文章がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) 目標設定と成果の公表</p> <p>基本構想を実現するためには、基本計画の着実な実施が何よりも重要です。計画的、効率的、かつ規律ある区政運営を実現する観点からも、基本計画に掲げる施策については、目標年次や目標値、施策の方向性、成果指標を設定したうえで、進ちよく状況及びその施策によってもたらされる客観的な成果を公表します。</p> </div> | 対策             | 実施時期           |                |  |  | 緊急<br>(H24年度) | 短期<br>(～H27年度) | 中期<br>(H28年度～) | 長期<br>(H33年度～) | 【主要対策1】<br>ボランティア調整センターを中心とした災害ボランティアセンター運営への転換 | ■ |  |  |  | 【主要対策2】<br>線と面による防災まちづくりの促進 | ■ |  |  | 事業推進 | 【主要対策3】<br>随時企業と連携した防災対策の促進 | 事業検討 | ■ |  | 事業推進 | 【主要対策4】<br>医療救護体制の見直し | ■ |  |  |  | 【主要対策5】<br>学校防災拠点の設置及び情報収集伝達戦略の構築 | ■ |  |  | 事業推進 | 【重要対策1】<br>建築物倒壊による死傷者を減らす | ■ |  |  | 事業推進 |
|   | 対策   |                | 実施時期           |                |  |  |               |                |                |                |   |   |  |  |  |                             |   |  |  |      |                             |      |   |  |      |                       |   |  |  |  |                                   |   |  |  |      |                            |   |  |  |      |
| 緊急<br>(H24年度)                                   |  | 短期<br>(～H27年度) | 中期<br>(H28年度～) | 長期<br>(H33年度～) |  |  |               |                |                |                |   |   |  |  |  |                             |   |  |  |      |                             |      |   |  |      |                       |   |  |  |  |                                   |   |  |  |      |                            |   |  |  |      |
| 【主要対策1】<br>ボランティア調整センターを中心とした災害ボランティアセンター運営への転換 | ■  |                |                |                |  |  |               |                |                |                |   |   |  |  |  |                             |   |  |  |      |                             |      |   |  |      |                       |   |  |  |  |                                   |   |  |  |      |                            |   |  |  |      |
| 【主要対策2】<br>線と面による防災まちづくりの促進                     | ■  |                |                | 事業推進           |  |  |               |                |                |                |   |   |  |  |  |                             |   |  |  |      |                             |      |   |  |      |                       |   |  |  |  |                                   |   |  |  |      |                            |   |  |  |      |
| 【主要対策3】<br>随時企業と連携した防災対策の促進                     | 事業検討   | ■              |                | 事業推進           |  |  |               |                |                |                |   |   |  |  |  |                             |   |  |  |      |                             |      |   |  |      |                       |   |  |  |  |                                   |   |  |  |      |                            |   |  |  |      |
| 【主要対策4】<br>医療救護体制の見直し                           | ■  |                |                |                |  |  |               |                |                |                |   |   |  |  |  |                             |   |  |  |      |                             |      |   |  |      |                       |   |  |  |  |                                   |   |  |  |      |                            |   |  |  |      |
| 【主要対策5】<br>学校防災拠点の設置及び情報収集伝達戦略の構築               | ■  |                |                | 事業推進           |  |  |               |                |                |                |   |   |  |  |  |                             |   |  |  |      |                             |      |   |  |      |                       |   |  |  |  |                                   |   |  |  |      |                            |   |  |  |      |
| 【重要対策1】<br>建築物倒壊による死傷者を減らす                      | ■  |                |                | 事業推進           |  |  |               |                |                |                |   |   |  |  |  |                             |   |  |  |      |                             |      |   |  |      |                       |   |  |  |  |                                   |   |  |  |      |                            |   |  |  |      |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>この点について担当課に見解を求めたところ、以下の回答を得た。</p> <p>“「大田区総合防災力強化に向けた事業展開について」”は、防災対策全体の視点から、事業展開の強弱を示す資料です。</p> <p>対策ごとの実施時期については、“2）「大田区総合防災力強化に向けた事業展開について」”を十分に踏まえ、防災課と連携を取りながら、各年度の地域防災計画に反映するとともに、各部の個別計画の中で定めていきます。”</p> <p>従って、“大田区総合防災対策の実施方針”は計画ではなく、方針のみを示したものと考えられるべきと判断される。</p> <p>“事業の具体的な実施時期”として一覧にした各対策については、まとめた計画とし“目標年次や目標値、施策の方向性、成果指標を設定したうえで、進ちよく状況及びその施策によってもたらされる客観的な成果を公表”していくべきである。</p> |
|--|--|

ここがポイント

「大田区総合防災力強化に向けた事業展開について」と地域防災計画は対照しにくい。

|       |  |
|-------|--|
| 所管部署  | 地域振興部 防災課  |
| 結果・意見 | <p><b>【意見 20】</b></p> <p>“「大田区総合防災力強化に向けた事業展開について」”の5つの主要対策、23の重要対策の区分（p98）は、大田区地域防災計画[24年修正]第2部の編別の区分（p48）と異なり、対照しにくくなっている。</p> <p>この点について、担当課に見解を求めたところ、以下の回答を得た。</p> <p>「大田区総合防災力強化に向けた事業展開について」については、大田区総合防災力強化検討委員会報告書を、区がどのように捉え、災対各部がどのように事業展開の強弱をつけていくかを示すものであり、報告書の対策区分を優先させました。</p> <p>一方、大田区地域防災計画については、東京都地域防災計画との整合性を法律上求められており、都計画と体系の共通性を持たせることによって、整合化を図りやすくしています。</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>しかし、前記意見の回答にあったように、“各年度の地域防災計画に反映する“ことで、“「大田区総合防災力強化に向けた事業展開について」”の内容を実現させることを目指しているのであれば、その相互の結びつきを明らかにする必要がある。</p> <p>大田区地域防災計画と東京都地域防災計画は現在でも編成が異なっており、また掲載テーマに違いもある。10年の期間で設定した「大田区総合防災力強化に向けた事業展開について」の今後の具体的な実施状況が判り易く伝えられるよう工夫されたい。</p> |
|--|---|

### ここがポイント

総合防災力強化検討委員会（以下「委員会」）の成果物を有効に使用すべきである。

|       |  |
|-------|--|
| 所管部署  | 地域振興部 防災課  |
| 結果・意見 | <p><b>【意見 21】</b></p> <p>委員会報告の“資料5. 対策計画一覧”は委員会の設定した目標ごとに対策方針・対策項目・施策例・実施期間・実施主体まで記載された具体的な計画と判断される。</p> <p>担当者の回答によれば、この対策計画一覧は“大田区総合防災力強化検討委員会として作成した、「例」であり、資料編掲載のアイデアです。”とのことであるが、一覧の作成にあたっては、作業部会を通じて、区も関わっており、委員会でも本対策計画一覧について熱心な質疑応答が行われている。</p> <p>防災対策を推進するための具体的な資料と判断されるので、今後積極的に利用していくべきと判断する。</p> <p>なお、本報告書“第7. 個別防災施策の評価”の目次として本対策計画一覧を活用している。（p 114 以下参照）</p> |

## 第6. 業務継続計画

### 要旨

区では大規模地震発生時に備えて、自治体機能を維持するための業務継続計画を策定している。

その特徴は、区庁舎や区職員が被災して被害が生じることを前提とし、非常時に優先すべき業務を選び、その事前対策を計画したものである。

業務継続計画に実効性を持たせるには、業務継続管理計画と災害対応業務マニュアルが必要だが、まだ整備中である。

#### 1. 業務継続計画とは

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、危機発生時に備えて、組織が重要な活動を実施し続けることを可能にするために、事前に策定し文書化した計画である。危機にうまく対処し、組織の被害を最小限に抑え、事業を早期復旧させることを、主目的としている。

組織活動の継続や早期復旧・開始を可能とするため、近年、民間企業を中心に策定が進められてきた。しかし、災害時に影響を受けるのは企業だけでなく自治体も同じである。自治体では災害時に災害対策本部が設置され、災害対応という新たな業務が発生することから、業務継続計画策定が求められてきた。災害時でも自治体の機能をゼロにしないための計画である。

大震災に限らず、新型インフルエンザ流行や火災・爆発事故発生、システムダウンなど、想定される大災害にそれぞれ対応した計画を作成することがポイントとなる。

#### 2. 大田区の業務継続計画（震災時）

区では、大規模地震発生時における、区民の生命・身体及び財産を守り、区の社会機能を維持するための実行計画として、さらには、「危機に強い大田区」の実現に向けた平時からの対策計画として、「大田区業務継続計画（震災編）」（以下「区BCP」）を策定している。

#### 3. 地域防災計画との関係

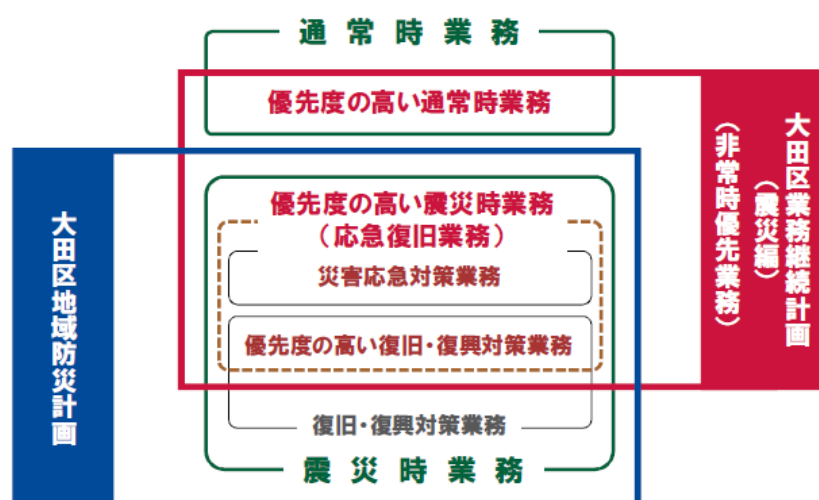
区が策定した「大田区地域防災計画」は、震災に関する災害予防、災害応急対策、復旧・復興対策等についての総合的かつ基本的な取り組みを定めたものである。この地域防災計画に基づく対応面の実効性を確保すると



ともに、区の対応力の向上を図るために、区 BCP を策定している。

すなわち、区 BCP は地域防災計画における区の対応水準をあげる計画である。

区 BCP では、災害時の継続又は早期復旧・開始の必要がある業務として、優先度の高い通常時業務と優先度の高い震災時業務を対象とした業務であり、地域防災計画との関係は、次のとおりとなる。



(大田区地域防災計画より)

#### 4. 区 BCP の特徴

区 BCP は以下の特徴をもって策定されている。

- (1) 区（区庁舎や職員）が被災し、行政機能の確保が困難な状況を前提としている。
- (2) 震災の影響による対応において、活用できる資源に制限が生じる可能性を考慮し、あらかじめ優先すべき業務（非常時優先業務）の絞り込みをしている。なお、非常時優先業務は、震災時でも継続又は早期復旧・開始すべき通常時業務と新たな行政需要として生じる応急復旧業務があることを踏まえ、選定されている。
- (3) 震災時に、誰が、いつ、何を、どのような資源を持って実施すべきかが見えるように、非常時優先業務ごとに、対応主体、業務開始目標時間、業務内容及び業務実施のために不可欠な資源を洗い出し、設定している。

(4) 非常時優先業務の実効性を確保するため、必要な事前対策の内容と取り組み時期を計画化している。

## 5. 区 BCP の概要

区 BCP は震災時の業務継続計画と事前対策計画の 2 つで構成されている。

### (1) 震災時の業務継続計画

震災時に業務継続を実行するために必要な事項を定めている。

### (2) 事前対策計画

平時から実施すべき対策の内容や実施時期を計画している。

## 6. 区 BCP の実効性の強化・充実

区 BCP の実効性の強化・充実をはかるため、大田区業務継続管理計画 (BCM) と大田区災害対応業務マニュアル (電子版) の 2 つの整備を予定している。

### (1) 大田区業務継続管理計画 (以下「区 BCM」)

区 BCP の運用見直しによる継続的改善を通じて、その総合管理のための区 BCM (Business Continuity Management) を策定する。

現時点では、検討段階であり平成 26 年度中の策定を目途としている。

### (2) 大田区災害対応業務マニュアル (電子版)

区 BCP で定めた応急復旧業務の具体的な実施手順を示したマニュアルを段階的に電子化して整備する。

現時点で部分的にできているが、完成には至っていない。

## 7. 区役所機能に及ぼす被害想定

### (1) 区施設の被害想定

区庁舎等の建物倒壊危険度は、区役所本庁舎、産業プラザ Pio (産業経済部庁舎)、地域庁舎 4 棟 (大森、調布、蒲田、糺谷・羽田) のいずれも倒壊危険の可能性は低い。

ただし、各庁舎内の被害は一部に発生するため、一時的な機能停止が

想定されている。例えば、区役所本庁舎内の発災後 3 日間の主な被害想定は以下のとおりである。

| 想定項目    | 使用可否     | 想定内容               |
|---------|----------|--------------------|
| 執務環境    | 可        | 未固定の機器類や家具類は移動・倒壊  |
|         |          | 書類等は散乱             |
| エレベータ   | 一部可      | 5号機のみ点検後使用可        |
| 電気全般    | 一部可      | 災害用非常発電からの電力供給のみ   |
| ガス      | 不可       | ガス供給停止により使用不可      |
| 上下水道    | 可(保有量まで) | 断水時に受水槽・雑水槽保有量分を使用 |
| 空調      | 一部可      | 一部のフロアのみ稼働         |
| トイレ     | 一部可      | 1・2階中央男子トイレのみ使用可   |
| 災害時優先電話 | 一部可      | 外線・内線・FAXとも通話可能    |
|         |          | 停電時には使用が限定される      |
| 一般電話    | 不可       | 停電により不可            |
| 携帯電話    | 一部可      | つながりにくい期間が続く       |
| インターネット | 不可       | 停電により不可            |

## (2) 職員の参集予測

勤務時間外に東京湾北部地震が発生した場合の参集予測を算定した結果が以下のとおりである。

24 時間経過後に全体のおよそ 7 割が区施設に参集すると予測している。特に災害時に主要な役割を果たす危機管理監傘下の防災課は、6 時間後までにおよそ 8 割の職員が参集することとなる。

| 項目    |        | 合計    | 参集人数(発災後、時間経過ごとに累計) |       |       |       |       |       |
|-------|--------|-------|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|       |        |       | 1時間                 | 3時間   | 6時間   | 24時間  | 3日    | 1週間   |
| 全体    | 参集人数   | 4,955 | 669                 | 2,061 | 2,970 | 3,631 | 4,822 | 4,938 |
|       | 参集率(%) | 100.0 | 13.5                | 41.6  | 59.9  | 73.3  | 97.3  | 99.7  |
| 主要参集者 | 区長     | 人     | 1                   | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
|       |        | %     | 100.0               | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
|       | 副区長    | 人     | 2                   | 0     | 1     | 1     | 2     | 2     |
|       |        | %     | 100.0               | 0.0   | 50.0  | 50.0  | 100.0 | 100.0 |
|       | 危機管理監  | 人     | 20                  | 4     | 11    | 15    | 17    | 20    |
|       |        | %     | 100.0               | 20.0  | 55.0  | 75.0  | 85.0  | 100.0 |
| 防災課   | 人      | 19    | 4                   | 11    | 15    | 17    | 19    |       |

|  |  |   |       |      |      |      |      |       |       |
|--|--|---|-------|------|------|------|------|-------|-------|
|  |  | % | 100.0 | 21.1 | 57.9 | 78.9 | 89.5 | 100.0 | 100.0 |
|--|--|---|-------|------|------|------|------|-------|-------|

### (3) 非常時優先業務の数

区は、大規模地震発生時に区民の生命・身体及び財産を守り、区の社会機能を維持するため、区として実施すべき業務を「非常時優先業務」として選定している。

先に示した図のとおり、優先度の高い通常時業務と、震災時に優先度の高い業務（応急復旧業務）とを合わせて非常時優先業務として選定した結果は、以下のとおり 742 件である。

| 業務の区分 | 総件数   | 左の内、優先業務 |             |
|-------|-------|----------|-------------|
|       |       | 件数       | 内容          |
| 通常時業務 | 736   | 480      | 優先度の高い通常時業務 |
| 震災時業務 | 273   | 262      | 応急復旧業務      |
| 総業務数  | 1,009 | 742      | 非常時優先業務     |

## 8. 意見

### ここがポイント

BCP 策定だけでは不十分。

|       |  |
|-------|--|
| 所管部署  | 地域推進部 防災課  |
| 結果・意見 | <p><b>【意見 22】</b></p> <p>BCP と BCM の関係性は、BCP が計画として文書化された「成果物」であるのに対して、BCM は BCP 策定から BCP 運用・改善までの「仕組み」のことである。</p> <p>仕組みを作ることで、精度の高い成果物ができる。</p> <p>区には BCP はあるが、区 BCM については未整備である。</p> <p>すなわち、BCP 策定は完了しているが、運用・改善まで達しておらず、道半ばとなっている。</p> <p>大規模震災を想定した区職員への訓練や教育を実施し、それらの結果をフィードバックすることで、改善が図られる。災害などの不測の事態では、実践に即した形態で BCM が整備されていないと、BCP が単なる紙切れに終わる可能性がある。</p> <p>BCP を使いこなす BCM が整備されていなければ、本当の災害対</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>策とは言えない。</p> <p>なお、区 BCM を取りまとめ全部署に関連する会合である大田区業務計測計画（震災編）策定推進委員会は、平成 24 年度には 1 度しか開かれていない。その事前調整を行う幹事会も同じく年 1 回の開催である。</p> <p>区ではこれからの推進委員会の方針として、“今後は各部が、継続的に業務継続計画を修正が可能な運用体制の構築を目指します。そのための下準備として、来年度にかけて、総合防災訓練や本部運営訓練を活用した各部の防災上の課題抽出などを行っていく予定です。”としている。</p> <p>区 BCM は整備中とのことであるが、年 1 度の取りまとめでは大きな進展を望むことは難しい。区の業務継続に実効性を持たせるためにも BCM 整備に注力することが望まれる。</p> |
|--|--|

**ここがポイント**

**初動対応の心得は有効なツールだが、複数の連絡手段記載を。**

|       |  |
|-------|--|
| 所管部署  | 地域推進部 防災課  |
| 結果・意見 | <p><b>【意見 23】</b></p> <p>区では、発災時に職員一人ひとりが迅速かつ適切な初期対応を行うことを目的として、「大田区職員 災害時初動対応の心得」（以下「心得」）を全職員及び区立小・中学校教職員に配付している。</p> <p>発災時の心構えや発災時の行動パターン、連絡先等がコンパクトにまとめられている。下記写真のとおり日常携帯するにも便利なサイズであり、災害時の有効利用が想定される。</p> |



この心得には各施設への連絡先も記されているが、連絡手段については電話番号及びFAX番号、主要幹部3人の携帯電話番号しか記載されていない。上記区施設の被害想定記載のとおり、発災後3日間の一般電話は使用不可の状態が予想されている。

区と職員の非常時連絡手段について、メールアドレス（携帯メール含む）や携帯・PHS電話番号、無料のネットサービス（ツイッター、Skype、LINE等）なども、複数掲載したほうがより有効と考える。検討されたい。

### ここがポイント

**BCP 訓練参加率向上と研修・教育機会の充実が必要。**

|       |  |
|-------|--|
| 所管部署  | 地域推進部 防災課  |
| 結果・意見 | <p><b>【意見 24】</b></p> <p>災害に備え、通常時に訓練・教育を実施していないと、いざ災害が起こった際の対応は困難である。普段からできないことは、非常時にもできるものではない。普段からできるように定期的な訓練・教育が必要である。</p> <p>平成 24 年度の区職員全体向け BCP 訓練は平成 25 年 3 月 11 日に実施された。</p> <p>訓練参加対象者 2,004 名の内、1,153 名が参加している（参加率</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>57.5%)。特に学校関係者の参加率が低かった。全体の参加率が高くないことから、訓練の実効性が充分とは言えない。参加率の向上を図るよう検討すべきである。</p> <p>訓練参加者のアンケート結果から、訓練のさらなる実施や改善を求める声が複数記載されている。現場の声を受け止めることが重要であり、訓練機会の充実を検討し、BCM 整備にも活かすことが望ましい。</p> <p>平成 24 年度の BCP に関する教育状況は上記心得を配付したのみであり、定期的な教育としては不十分である。区職員全体に理解が及ぶような研修・教育の場を設けるべきである。</p> <p>今後、区幹部向け BCP 訓練の実施の充実も必要と考える。区幹部には、特に意思決定訓練を頻繁に実行することが望ましい。想定外事象への対応や幹部の意識改善を図ることができる。検討されたい。</p> |
|--|--|

**ここがポイント**

**社会福祉施設への BCP 策定支援には職員の意識向上が必要。**

|       |   |
|-------|---|
| 所管部署  | 地域推進部 防災課、福祉部 福祉管理課   |
| 結果・意見 | <p><b>【意見 25】</b></p> <p>地域防災計画には、社会福祉施設における BCP（災害時業務継続計画）の実施に関して、区側が社会福祉施設に対して以下の役割を担うことが示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BCP 作成にかかわる助言を行う</li> <li>・ 施設状況の把握を行う</li> <li>・ 区内の福祉資源の状況を把握し、必要な施設への配分等全体のマネジメントを行う</li> <li>・ 衛生状態の確保にかかわる助言と技術的支援を行う</li> <li>・ 在宅要援護者の状況を把握し、施設活用の必要に応じ、各施設との調整を行う</li> </ul> <p>上記役割は、区が BCP 策定を推進する立場をとることである。この役割に関して、一部の部署では使用されている文言に関して理</p> |

解に不足している部分があった。

区側に BCP への理解がなければ、社会福祉施設に適切な BCP 策定を指導することは困難である。

区職員の BCP 意識の向上を求めたい。